

平成19年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成19年3月16日(金曜日)

議 事 日 程 (第4号)

第1 一般質問

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員 (26名)

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	10 番	田 邊 哲 夫 君
11 番	松 下 和 孝 君	13 番	酒 井 祥 成 君
14 番	下 元 昇 君	15 番	竹 内 常 喜 君
16 番	田 邊 幹 男 君	17 番	戸 田 健 彦 君
18 番	堀 本 伸 一 君	19 番	梶 原 政 利 君
20 番	田 邊 客 子 君	21 番	牧 野 利 恵子 君
22 番	味 元 和 義 君	23 番	宮 地 章 一 君
24 番	氏 原 郭 君	25 番	宮 崎 南海男 君
26 番	池 本 公 夫 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠 席 議 員 (1 名)

12 番 林 健 三 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長 前 田 哲 生 君 助 役 甲 把 英 一 君

助 役	高 瀬 満 伸 君	総 務 課 長	浜 田 好 清 君
総 務 副 課 長	敷 地 敬 介 君	総 務 副 課 長	樋 口 寛 君
企 画 課 長	武 内 文 治 君	管財契約課長	佐 竹 節 文 君
税 務 課 長	山 本 靖 君	税 務 副 課 長	山 脇 一 生 君
町民環境課長	市 川 敏 英 君	町民環境副課長	田 辺 卓 君
健康福祉課長	岡 林 寿 男 君	農林水産課長	渡 部 睦 君
商工観光課長	田 辺 由喜男 君	建 設 課 長	武 市 逸 夫 君
上下水道課長	佐 竹 生 朗 君	教 育 委 員 長	中 岡 全 君
教 育 長	水 間 淳 一 君	教 育 次 長	長谷部 文 男 君
学校教育課長	掛 水 誠 幸 君	生涯学習課長	山 本 弘 光 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	農業委員会事務局長	下 藤 広 美 君
代表監査委員	奥 宮 敏 男 君	財政班総括主幹	森 本 吉 彦 君

大正総合支所

支 所 長	永 井 立 一 君	地域振興課長	林 正 憲 君
町民生活課長	柴 久 幸 君	大正診療所長	武 内 洋 介 君
産業建設課長	清 水 正 一 君		

十和総合支所

支 所 長	林 伸 良 君	地域振興課長	森 芳 明 君
町民生活課長	伊 藤 哲 郎 君	産業建設課長	岡 本 順 一 君
十和医療福祉センター所長	酒 井 正 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	今 村 茂 君	次 長	西 谷 典 生 君
書 記	田 邊 充 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時31分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして皆様おはようございます。

ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第1回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に12番林健三君から欠席届が、26番池本公夫君から遅刻届があつております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受け付け順に従い、発言を許可することにします。

19番梶原政利君の一般質問を許可します。

○19番（梶原政利君） おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから質問を行います。

今、日本の経済が大変好景が続いていると言われております。イザナギを超えての景気ということですが、大手の企業や銀行は、かつてのバブル期以上、史上最高の大もうけなどと報道をされております。

しかし一方、我々庶民の暮らしはどうかと、勤労者の給与を初めお年寄りの年金など、給付は年々減り続け、またこれからお聞きする農林漁業は年々衰退する中で、所得は減り続けております。

医療や介護、障害者福祉等々の負担は増え続けておりまして、好景気はどこ吹く風であります。貧富の格差はますます広がり、暮らしにくい世の中になってきていると感じているのは私のみではないのではと思います。

さて、そこで本題に入りたいと思います。

昨年平成18年度から新町四万十町のまちづくりが始まっております。その基本指針であります四万十町総合開発振興計画がまだ策定されておられませんということで、私はこの合併協議会で練り上げられました四万十町のまちづくり計画、これは間もなく策定をされます。先ほど申し上げました四万十町総合開発振興計画の基礎となっていると考えますので、本日はこのまちづくり計画に沿って質問を行ってまいりたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

農業振興のページは26ページ、31ページ、34ページ、35ページ、38ページから39ページ、65ページ、66というように農業振興計画が示されております。また、漁業の振興につきましては27ページ第6章、32ページ第7章、40ページ、70ページ第9章というように、この計画には示されておりますので、それに沿って質問をしたいと思います。

申すまでもなく、このまちづくり計画は第1章の序論から第12章の財政計画まで大変具体的な計画となっております。私はこの計画の中で本町のまちづくりの中心的な課題もあり、また重要な施策であります1次産業の振興についてお聞きをしたいと思います。

まず、農業についてでございますが、周知のとおり本町は中山間地でございます、農業の経営は家族農業が中心と言われる経営が主体を占めております。政府の貿易自由化政策の中で年々増え続けております農畜産物の輸入により、米を初め価格の低落が続き、農家所得は減少をし、そのため後継者が育たず高齢化は進み、耕作放棄が増加をしております。そういった先の見えない経営となっているのが実態ではないかと考えます。

四万十農協が昨年出した担い手づくり戦略ですが、これですが、この担い手づくり戦略というのがこの中で次のように書いております。

担い手づくりに向けた基本戦略ということで書いてありますが、農業を取り巻く環境は輸入農産物の増加や米の生産過剰——これ生産過剰ではないと思いますが輸入が増えたということであろうかと思いますが——生産過剰等による米価の低下等、大きくさま変わりしてきましたと。現在も農業者の努力だけでは解決できない問題が多く、高齢化が進み、担い手の不足や後継者不足が深刻化する等厳しい状況が続いており、遊休地や耕作放棄地も年々増加の傾向をたどっており、地域農業の経営基盤を揺るがせかねない状況が予想されると。以上のように現状を分析しておられますが、一方政府は一昨年の3月に30年ぶりの農政改革と言われます食料・農業・農村基本計画を制定をし、農政の大転換を強行しました。特に米については、農家と生産者団体に生産から販売まですべての責任を転嫁するという方策がとられたために、大幅な価格の低下を来しているのが実態ではないかと考えます。

ところが、政府はこういった事態には目もくれずに、一昨年10月に発表をし、本年来月から本格的な実施となっております品目横断的経営安定対策なる施策を強行しようとしております。

聞くところでは、現在まで行ってきた全農家を対象とした支援策、産地づくり交付金で  
すか、これをすべてやめて、一部の大規模農家や法人あるいは集落営農組織のみに対象を  
限定したものとなり、大多数の家族経営的な中小零細農家を切り捨てることになるもの  
とでございますが、このいわゆる品目横断的経営安定対策なるものはどういう内容のもの  
か、ご説明をしていただきたいと思います。内容をわかりやすくご説明願いたいと思いま  
す。これが第1点です。

2点目といたしまして、私がただいま申し上げました内容だとすれば、町内の農家でこ  
の制度の対象となり得る個人や法人あるいは組織はどのくらいいるのかということをお答  
え願いたいと思います。

第3点目といたしまして、家族経営を主体とする本町農家の経営実態から見まして、本  
施策の導入は適合性がなく、したがって農業振興につながり得ないのではないかと考えま  
すがいかがですか。率直なご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） まず、お答えします。

この品目横断的経営安定対策につきましては、ご指摘のように19年度から実施されま  
す農政改革のうちの一つということで、新産地づくり交付金事業、それから農地・水・環  
境保全向上対策事業、品目横断的経営安定対策と3つございまして、先ほど議員さんおっ  
しゃられました産地づくり交付金、今まで生産調整をして、それぞれ作物によって産地づ  
くり交付金が交付されておりました制度につきましては、19年度以降も新産地づくり交  
付金として継続をされるということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、ご質問の品目横断的経営安定対策といいますのは、18年度までの担い手経営安  
定対策が見直されまして品目横断的経営安定対策に変わったものでございまして、これは  
担い手、認定農業者や生産組織の生産コストのうち生産物の販売収入だけでは補えない諸  
外国との生産条件の格差を補う対策、これがげた対策と言われるものでございまして、こ  
の対象作物は大豆、麦、てん菜——てん菜というのは砂糖の原料にする野菜だそうですが  
——それからでん粉用の原料用のバレイショの4品目が対象となっております。

それと、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が多い場合に、その影響額を緩和するため  
の補填制度、これがならし対策と言われるものでございますが、それぞれ先ほど申しまし  
た大豆、麦、てん菜、でん粉、原料用のバレイショに加えまして米が加わったものでござ  
います。この2つの制度が品目横断的経営安定対策と言われるものでございます。

それで、対象となり得る農家ということでございますが、先ほど申しましたように、認定農業者と集落営農組織のみが対象ということになっておりまして、認定農業者でないご質問のありました家族経営とかそういうところにつきましては対象じゃないと。それで、認定農業者の場合でございましたら、原則４ヘクタールの経営をしてないと対象にならないと。特認事項がございまして、四万十町の場合でしたら２．９ヘクタールと、それでも２．９ヘクタールの経営面積がないと対象にならないと。それと、それに加えまして認定農業者の場合でも生産調整を達成してないといけないということもございます。

それからまた、集落営農組織の場合も、原則２０ヘクタールが対象になります。それで、知事特認を使いまして四万十町の場合には面積が１４．４ヘクタールまで落としてますが、それでもまだ１４．４ヘクタールということで、経営面積がそれだけ必要でございますし、それから農地を一元化して経理の一元化も必要となっております。

それで、大変今までの県の方にちょっと確認しましたら、１８年度までの担い手経営安定対策の対象者は高知県でも４名、４農家だけが対象だと。それで、ことしのこの対策でございますが、ご質問にありました個人、法人がどれだけ対象になるかということで、私どもも本年度は認定農業者をできるだけつくってこうという動きをとっておりまして、現在１７１名、３月１日時点では１７１名認定農業者の方がおります。

ところが、経営面積が２．９ヘクタール以上で生産調整も達成してということとなりますと、対象となりますのは現時点で見込めるのは営農支援センター四万十有限会社、唯一ここだけというふうに考えております。

ご質問の品目横断的経営安定対策の対象者としては、現時点で想定されるのはたった１法人ということでございまして、本町のような中山間地にとりましては、大変厳しい状況でございます。

なお、営農支援センター四万十有限会社でございしますが、といいますのは、先ほど言いましたげた対策の大豆の栽培を中心にやっている組織でございますので、この大豆が対象になりまして交付を受けれると。ただ、それでもちょっとうちの方でも試算もしておりますが、去年までと比べまして５００万円ぐらい減るんじゃないかという見込みを持っております。大変厳しい制度というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） １９番梶原政利君。

○１９番（梶原政利君） ただいまお聞きのとおり、本町にはこの品目横断的経営安定対

策、政府が示した内容ではなかなか農業の振興はあり得ないということではないかというように思います。このような政府の農業政策、そういった中で、だんだん農業経営が深刻になってきているという実態がございます。

そこで、次にお聞きをいたしますが、日本の農業の最大の原因となりはしないかというようにと思いますが、これは去る2月27日の高知新聞をコピーしたもんですが、もう既にお読みになっていると思いますが、農産物の輸入の拡大をしてきている中で、国内ではそれに追い打ちをかけるように一昨年の米政策大綱、そして本年ただいまお聞きしました品目横断的経営安定対策と、次々に農業つぶしと言われるような政策が打ち出されてきておりますが、農家は大変経営難に追い込まれているのが実態です。

ここに私が今持っております記事ですが、これは日本の農業つぶしの最後の切り札になりやせんかというように危惧をされます。これは農水省が試算したものを発表した記事でございますが、日付は2月27日の高知新聞でございます。これは輸入の自由化を推し進めてきた政府がWTO農業交渉の中で関税問題で行き詰まっていると、こういう中でオーストラリアとの単独交渉を決めたという記事でございます。

この交渉が成立した場合の内容がここに書かれております。ちょっと短い文ですので読みますが、農水省は26日、これ2月26日のことですが、経済連携協定（EPA）としてますが、交渉など農業分野の関税が完全に撤廃された場合、安価な安い外国産農産物の輸入で国内生産が全体の4割強の約3兆6,000億円減り、関連産業への波及を含めると国内総生産GDPの1.8%、約9兆円が減少するとの試算を公表したと。全就業者数の約5.5%に当たる約375万人の雇用が失われるとしていると。すべての品目で関税を撤廃するという今回の試算はやや極端とも言えるが、EPA加速を目指す政府の経済財政諮問会議の民間議員らは、完全撤廃への道筋を示すよう求めていると。この経済財政諮問会議というのは総理の諮問会議で、総理自身が議長をやっている議会と、これが日本の国の経済や財政をほとんど決めているという会議なわけで、議長が安倍晋三、それから財政担当の閣僚とかが入って、今言いました民間議員というのはキャノンの会長をやっております御手洗富士夫、それから丹羽宇一郎さんですか、伊藤忠商事の会長さんとか、大手の企業の代表者であります。こういった方々が民間企業、もう2人おりますが、八代さんとか伊藤さん、これ大学の教授でございますが、この4人が民間企業の代表と、民間議員ということらしいのですが、この財政諮問会議というこの民間議員がこれ撤廃せよということを行っているようです。

農水省の試算は、同日開かれた諮問会議の貿易自由化と農業改革に関する作業部会で示されたと。部会では完全撤廃による消費者の利益なども考慮すべきであり、国内農業への影響を小さくしていく取り組みが必要だなどの意見が出たと。試算では関税撤廃で現在40%の食糧自給率、供給熱量ベースでは12%に低下すると指摘、農産物の価格下落分を補填するだけで毎年約2兆5,000億円の国内対策費が必要になるとしている。

具体的な国産米の9割が外国産に置きかわる。内外価格差は大きいですが、品質の変わらない小麦や砂糖などで国産品がほぼ壊滅することになると。現在の国内生産の4割強が減ると見ていると。製造コストの安い外国産加工品の輸入が増え、国内の農産物加工業の生産額が約2兆1,000億円減ると試算。農産物の生産縮小で約6割の耕地面積が失われ、洪水防止や河川の安定機能が低下することで数兆円規模の影響が出るとしている。このように政府は試算をしております。大変な内容です。

先ほども申し上げましたように、これが実施をされると、大変なことになりかねんというように思います。そのように私は危惧するものですがいかがでしょうか。町長のこれに対する所見をお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） その前に、先ほどの最初の質問に対するお答えが十分でなかったかと思えますので、私の方からも補足をさせていただきたいと思いますが、先ほど農林水産課長の方から品目横断的経営安定対策に関する概要、本町の実態については申し上げたところでございますが、経営安定対策といえは大変聞こえはいいわけですがけれども、主には大規模経営で米、麦、大豆などを栽培している産地のみが対象となるということでありまして、この制度、本町の農業振興には全くつながらないというふうに認識をしております。

それから、オーストラリアとの間で関税を撤廃する自由貿易協定を柱にした経済連携協定の協議が始まろうとしておるわけでございますが、オーストラリアは世界有数の農産物の輸出国でございまして、日本には既に牛肉、小麦、乳製品、砂糖、そういった重要品目を多く輸出をしておるわけでございますが、これが関税を撤廃することになりますと、国内産業と地域経済あるいは関連産業を合わせまして壊滅的なダメージといいますか、試算ではお話しもありましたように3兆円規模の影響をこうむるというふうにも試算もされておるところでございまして、過去にも農産物の輸入自由化で日本の農業は大打撃を受けまして、その影響が今も現に続いておりますというわけでございますので、関係機関が総力を挙

げて日本の農業を守る取り組みをしていかなければならないというふうに受けとめております。

○議長（味元和義君） 19番梶原政利君。

○19番（梶原政利君） それでは、最後にお聞きをしますが、先日宮地議員からも質問がありましたが、ここに去る2月20日付けの高知新聞があります。この一面トップに集落が消える、大変なショックの内容です。山合いなどの過疎地域、人口が減り高齢化が進む中で、全国で2,641集落と載っております。2,641の集落が消えるおそれがあり、四国ではその確率が非常に高いと。過疎集落は県内で、これは全国ですが、6,596集落あり、その中で10年以内に消滅するのは90集落、これは高知県のことですが90集落、高知県じゃない、四国ですか、四国です、90集落あり、いずれ消滅するが404ということになっております。これは高齢化と人口減少がとまらずに過疎が進む本町にとりましても軽視できない事態ではないかと考えます。

ここに先日12日の高知新聞がありますが、十和の小学校がまた一つ消えました。広井小130年余の歴史に幕と、四万十町という形で載っております。130年余り続いた歴史を閉ずということが載っております。

先日、本町の限界集落の実態の資料もいただいたところでございますが、このままでは将来本町においても大変な事態が予想をされ、合併した新町四万十町のまちづくり計画も絵にかいたもちとなりかねないと私は思うものでございますが、都市部では人口が密集し、地方は高齢化と過疎が進み、自治体も財政難に陥り四苦八苦、こうしたひずんだ国土となったのは一体何が原因か、またこんな姿にだれがした。

ここに前回国土庁が調査を行ったときの記事がございます。高知新聞の記事ですが、ここに集落が消えるという記事が載っております。前段は廃墟となった住宅や集落の姿が書かれまして、そこを切り開いて田畑をつくった苦難の歴史の跡を書いております。最後に、このような廃墟になった要因を次のように書いております。ちょっと読んでみます。

発端は、池田内閣の所得倍増計画である。せっかちな国土総合開発で工業用地、自動車道、鉄道などを造成し、産業基盤づくりに邁進をしたと。大都市では公共投資による建設ラッシュとなり、膨大な労働力を必要とした。中卒生が金の卵ともてはやされて集団就職していった。エネルギー改革のあおりを食って、木炭生産をあきらめた若者たちも田舎を出た。その後の貿易自由化政策は、農林水産物の価格の低迷を招き、経営に期待が持てなくなった住民は転職して都会へ出た。集落には空き家が目立つようになり、残った住民も

賃労働に従事し日曜農家となってしまった。高知は次第に荒れていった。農業基本法がこの傾向に拍車をかけた。効率の悪い中山間地に踏みとどまり、細々と農業を続ける高齢者のことは一顧だにせず、大規模農家育成しか考えていない国の農業政策から見放された地域は、急速に過疎化、高齢化が進み、学校が廃校になると火が消えたように寂れたと。集落消滅に歯どめをかけようと、国土庁は過疎地の自主を促す新過疎法制定を考え始めた。先人が営々と築き上げた集落が消えると、保水や貯水能力を持つ山林や水田がその機能を失い、深刻な水飢饉となる。まだずっとありますが、時間がありませんので、こういう集落が消滅していく原因は、私はここにあるのではないかというように思うわけですが、これについての所見もお伺いをいたしたい。

また、本町がこれ以上の過疎や人口の減少を食い止め、活力あるまちづくりを軌道に乗せるため何が必要か、特に1次産業振興についてどのような支援策をお考えか、率直なお答えをいただきたいと思います。

先刻来お聞きをしてきたような小規模な農家をつぶし大規模な農家のみを育てるなどといった本町の農家経営の実態とはかけ離れた国の制度の導入ではなくて、本町の農業経営に見合った支援策、例えば米を初め生産物への価格保証制度などを初め本町独自の支援策を構築すること、このことが今求められているのではないかと考えます。

先日来の議案や質問でも明らかになったように、介護保険の地域包括支援センター問題など日に日に変わる国の制度に振り回されることなく、政府に対しては毅然として物申すと同時に、本町として独自施策を打ち出し実行することが今こそ求められているのではないかと考えますが、町長のご所見を伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） お答えを申し上げたいと思いますが、過疎化が進展をし、限界集落が増加をすると、近い将来本町内においても集落が死滅をするのではないかと、私も大変大きい危機感を持っております。そのよって至る原因は何かということになると、いろんな複合要因があると思うわけでございまして、一つには少子化もございまして、それから、かつてのような地域内における自給自足体制というものも大きく変わってきております。情報化の進展あるいは所得倍増論ではないですが、有利な賃金を求めて都市に流出をしていると、そういった社会的現象も追い打ちをかけているのではないかというふうに思うわけでございまして。なかなかこれを大きな社会構造上の流れというものがありますので、これを一朝一夕に食い止めてやっていくということはなかなか難しい問題ではあろう

というふうに思っておりますけれども、そういう限界に近い集落においても、やはり国土の保全等々大変重要な役割を担っておるわけでございますし、ありとあらゆる施策等も導入をしながら、集落の崩壊と逆にその振興、発展を支えていくような施策展開を図っていかねばならないというふうに考えております。一部には国の制度としても、例えば農地・水・環境向上対策事業でありますとか、現に行われております中山間地域の直接支払制度、そういったものは、こういう末端集落においても一つの活性化の材料にはなるかと思ひますし、それらを最大限有効活用しながら、なおかつ町として何ができるか、率直に申し上げて今これをやればという特効薬的な処方せんは私もよう持っておりませんけれども、今後その辺も十分検討しながら対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 19番梶原政利君。

○19番（梶原政利君） きのう実はJAしまんととの合同の支所運営委員会がありまして、これをいただいたわけです。担い手づくり戦略と、先ほども申し上げましたが、これはJAしまんと独自のいわゆる国の施策に振り回されることなしに、独自の支援策をやるという内容です。この担い手づくりに向けた基本戦略というところに、このように書いてあります。農業の担い手、集落の守り手の2つの概念を用い、国の施策だけにとらわれなように配慮しながら、独自の方針で担い手、守り手の育成、支援に努めていきます、こういう形でJAしまんとはこの担い手戦略、担い手づくりというのを策定したということで、きのう説明がありました。その最後の方に参考資料として、行政の基本構想というものも載せております。これがいわゆる四万十町の窪川地域に対する基本構想と、抜粋としておりますので、これが行政の考え方ということになるかと思いますが、こういう内容で今後JAしまんととしては国の施策に対応しながらいくという戦略を立てております。ぜひ本町も独自の施策を考えて実行していただきたいというように思います。

それでは続きまして、時間がありませんので漁業問題についてお尋ねをいたします。

漁業の振興についてでございますが、ご承知のとおり本町には海岸部に位置します興津と志和地区があります。一定漁業を営む漁民がおりまして、2つの漁協が運営をされております。漁獲は年々減り続け、昨年の原油高もありまして、漁家の経営が大変深刻な状態が続いております。私のふるさとでもあります興津漁業は、本年度の水揚げ高は過去最低ではなかろうかと予想しますが、志和漁協もまた同様ではないかと、このように思いますが、もし実態を調査しておれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） ご指摘の漁獲高でございますが、実は比較する資料は持っておりません。17年度の志和漁協、それからこれは漁協単位じゃなくて漁港単位の調査もんがございまして、漁港単位の漁勢調査というのがありまして、その数量はいただいておりますが、過去との比較につきましては資料を持っておりません。ただ、興津につきましても昨年はシイラ漁の不漁ということを知っておりまして、大変厳しい状況という話は聞いております。

○議長（味元和義君） 19番梶原政利君。

○19番（梶原政利君） 3月決算ですので、まだ18年度の内容ははっきり出てないというように思います。

さて、このような状況は、本町の漁協のみに限られたものではございません。高知県全域の漁協あるいは全国的な問題でもございます。国の周辺は太平洋と日本海に囲まれました我が国で海洋国でもありながら、沿岸漁業はもちろん近海、遠洋漁業とも資源の減少、枯渇等で経営難に陥り、次々と減船や――減船というのは船を減らすということですが――漁獲量の制限等を行ってきておりますが、焼け石に水でございます。日本の漁業は年々衰退をしているのが実態でございます。

さて、日本の漁業がこのような状況に陥ったという原因はさまざまございますが、漁業はご承知のように自然環境の変化をまともに受ける業種でございます。したがって、その大きな要因の一つには、大手ゼネコンの談合等による大もうけのために行われてきました国土の乱開発でございます。大規模林道やダム建設、そして漁業に直接的な影響を及ぼしているのは干潟の埋め立てでございます。

ここに新聞記事を私は持ってきており、これちょっと古い新聞ですが、1999年2月の新聞ですが、日本の干潟の約4割が消えていくという記事の内容でございます。ご承知のように、干潟は遠浅の海辺とか河口に広がっているものでございますが、ここは農業で言えば苗床でございます。魚属資源の育つ重要な場所でございます。問題となっております九州の有明海もまたその一つでございます。

2つ目の原因といたしまして、やはり地球の温暖化による海洋の変化ではないかというように考えられております。近年、国際的な問題として急浮上してきております大きな影響を受けるのは、やはり海の環境の変化でございます。既に水温の上昇や潮流の変化が起きており、日本の漁業にも大きく影響が出始めているのが実態でございます。

つい先日の新聞にもございましたが、土佐清水市のメジカが今までにない不漁という、これ3月11日の新聞でございますが、先月は前年比で99%の減と、宗田節にも打撃という記事が出ております。これはやはり自然環境の変化による潮流の変化、水温の変化という自然環境に影響されたものがこういう形で出てきているというように思います。

以上のように、私は水産資源の中でも魚属資源の減少の原因をお話をいたしました、このほかにもやはり大手水産企業による大型巻き網や底びき網などによる大量の乱獲がございます。さらには野放しの輸入による漁価の低落等々が重なり、漁業経営は深刻な事態となっているのが実態でございます。

そこで、お聞きをしますが、こうした状況の中で、本町の漁業の振興をどのようにしていくのか、大変困難な課題で、実態的には打つ手がないというのが実態ではなかろうかとは思いますが、しかしこのまま手をこまねいていいということにはなりません。新町建設計画には水産業の振興がきちんと位置づけられております。まちづくりの基本方向の27ページ、土地利用ゾーニングと地区別整備方針では、32ページ、そして70ページの新町建設の重要施策等々にあります。ご承知のとおり、このまちづくり計画は10年計画となっており、本年度の当初予算がございますが、2年目の予算でございますが、一般会計予算の総額は127億2,395万円、その中で農林水産関係の予算は16億1,200万円、そのうち水産業費はわずか257万円と。農林水産事業費の約0.006%、これが本年度の漁業振興のための予算であります。果たしてこの予算で何をどうされるのか、新町建設計画に示されてございます水産業、中でも漁業の振興が実現できる見通しがあるのかどうかお答えを願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） お答えします。

ご指摘のように、漁業を初めとします水産業につきましては、本当に厳しい状況ございまして、興津漁協とも協議する場もございましたが、海、山、川、人と自然が元気ですというキャッチフレーズ上げちゅうけん海はないなななというように大変厳しいご意見もいただいております。本年度の水産関係予算におきましては、ご指摘のような計上でございますが、実際にそれぞれ負担金とか利子補給金とかもございまして、実際に振興策として掲げておりますのは放流事業ということで160万円の計上のみとなっております。これが即漁業の振興につながるというふうには思っておりませんが、ただいろいろと話している中でも、例えば魚肉ソーセージとか加工をやってみないかという話、そこらあた

りも話はしたところでございますが、２月から８月、９月ごろまではミョウガ等で忙しいということもございまして、なかなか余裕がないというご意見もございまして厳しいというところでございます。本音を言いますと、振興策を持っていないというのが本音でございます。

○議長（味元和義君） １９番梶原政利君。

○１９番（梶原政利君） もう時間がございませんが、私は本町の基幹産業でございます農業と漁業の振興についてお聞きをしてきました。将来展望の持てるご答弁ではなかったと思います。この間政府が推し進めてきた三位一体の構造改革による地方切り捨てと１次産業つぶし、この中では当然といえば当然の答弁だと思いますが、しかし１次産業の振興なくして本町のまちづくりはあり得ません。根本的には今の政府の農政の転換以外にはないと思いますが、限られた予算の中で価格保証等さまざまな支援策を講じることが必要ではないかと思います。国の悪政から住民の暮らしを守るため、全力を尽くしていただくよう要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

あと道路問題を残しましたが、時間がありませんので、次の機会に行いたいと思います。

○議長（味元和義君） １９番梶原政利君の一般質問を終わります。

ただいまより１０時４０分まで休憩いたします。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時４０分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

９番岩井優之介君の一般質問を許可します。

９番岩井優之介君。

○９番（岩井優之介君） 議長の許可をいただきましたので、発言次第に従って質問をさせていただきます。

発言の順番を、３番の地産地消から始めさせていただきます。地産地消のまちづくりについての質問です。

これまで３人の方から学校給食や町内産材の地産地消についての質問がありましたので、できるだけ重複は避けたいと思います。

最近、地産地消という言葉が頻繁に使われております。学校給食では地消地産とも逆に言うこともあります。地産地消とは、読んで字のごとくだと思いますけれども、改めて地産

地消の定義についてお尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 地産地消についてのご質問でございますが、地産地消につきましても、もともと地域でとれるものを食べることが健康によいという考え方が原点と言われておりまして、もともとは農産物が主でございました。現在では地元産材とかそういう話もございますが、一般的には地域でとれるものは地域で消費していこうという考え方でございまして、こうした身近な地域と食材などのかかわりを見詰め直しまして、この結びつきを深めることによって、地域の農林業や伝統的な食文化など自然環境を守り、生き生きとして地域社会づくりを進めていこうとするような運動でございます。

地域で生産されました農産物は新鮮で、生産者と消費者のお互いの顔が見え、また地域で消費することによりまして農村、農林業の振興や地域の活性化にもつながる効果がございます。また、地域食材を学校給食に利用することによりまして、地域における農林業の位置づけや伝統的な食文化など子供たちが身近に確認をし、食べ物大切さや地域の農林漁業への理解が深められると考えております。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 地産地消についての本来の意味についてお伺いいたしました。地産地消について、私がインターネットで調べてみますと、全国的な傾向として、いわゆる結の精神を基調として、地域の資源や環境に改めて着目し、地域における人、物、情報等の交流と経済の循環を活性化することにより、地域全体の魅力を高めようとしていると報告されております。地産地消はこのように農林水産業の分野から地元の商工業の振興、また資源の活用などさまざまな分野に広がりを見せていると思います。四万十町としてその点をどのように抑えられておられますか、お尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 先ほどのご質問で地産地消ではなく地消地産という位置づけもあるということでございました。これは地域で消費する農産物は地域でつくるという考え方でございまして、特に高齢者、女性を中心に少量多品目を中心に推進して所得の向上や地域の活性化、生きがい対策につなげたいという考え方でございます。

本町における地産地消の取り組みでございますが、地産中の推進母体として代表的なものを申し上げますと、JAしまんとのみどり市とか、あぐりショップ四万十、十和のおかみさん市などがございまして、それぞれの団体が本当に精力的に地産地消の運動を推進し

ていただいております。現時点では当然ながら合併前の取り組みでございますので、それぞれいろんな考え方のもとで取り組んでいるのが現状でございます。

しかし、野菜だけではございませんが農産物で言いますと、農産物の生産を得意分野としております高齢者、女性、手軽に取り組めて少量多品目を中心に所得の向上や地域の活性化、生きがい対策につながる運動というふうに位置づけております。

地元の商店からの購入による地元商店街の活性化という大きな課題もございます。一概に地産地消やりゆうところばかりやっていくということも課題になろうかというふうに思います。四万十町としましては、地産地消の推進体制をやっぱり整備しながら、全町的な取り組みになるように関係機関とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 私自身は地産地消の精神をもって、特に日常の消費生活でできるだけ地元の商店を利用しようと心がけておりますけれども、実際はつつい他町村で購入することもあります。流通社会がグローバル化して、地元の商品にも外国から来たものもあるわけで、商品と商店のどちらを基準にするのかによっても違ってくると思っております。地元の町の商店で買うということは非常に大事なことだと、そういう点も地産地消の精神だと私は考えております。町の予算にしても家庭の財布にしても、地元の金は地元で回すことが、特に今の疲弊した地域経済の活性化には重要なことではないかと思っております。

窪川地区を例にとりますと、例えば J A しまんとの結婚式もだんだん少なくなってきたように思います。これも若い方の好みや招待客の構成でやむを得ないかもしれませんけれども、一定の企業努力と啓蒙活動も必要かと思っております。

地域経済の循環、これは官民全体で考えていくことも重要ですが、特にこの町の事業でできる限りこの観点での取り組みが重要かと思っております。四万十町における地産地消の取り組みの基本的な方向づけをどのようにしようとしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 先ほど言いましたように、当然農産物だけでもございませんし、地元産材等いろんな面での地産地消の取り組みがございます。それと議員さんおっしゃられましたように、地元商店街の活性化、先ほども申しましたように地元商店街の活性化ということも大変大事な課題でございますし、今教育委員会の方でも学校給食等に

つきまして地産地消の運動を進めていくという方向で動いておりますので、それらにつきましても農産物だけでなく農林水産物というような形で地産地消の方を関係機関とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 農産物の地産地消という形といえば、先ほど課長がおっしゃいましたように、窪川地区では良心市とか、あるいはみどり市を思い出します。実際この地産地消というのはいろんな意味があるんですけれども、私は一定進化させまして、地元でできるだけ物を買う、そして地元で消費していくという観点でとらえていきたいと思っております。そういう点でそれを突き詰めていけば、この流通社会の中では一定矛盾にもぶつかってくると思っております。バランスというか地産地消からこれを外したらいかんというものがあると思います。しっかりとしたそういう点での啓蒙活動を重視していかなければならないと思っております。

ことし私はよう参加しませんでしたけれども、この2月に観光協会が窓口で町内の緑の探索を行っております。また、大正町の美人の会がやっています埋もれた史跡や価値ある建物などに光を当てる取り組みも私は地産地消の新しい形として評価していきたいと思っております。また、林業の復興で全国的に評価された田辺方式を全町に生かすことも、この観点から重要ではないかというふうに常々思っているところでございます。

さて、合併特例債の事業がこれから進んでいきますけれども、大きな費用を使つての事業でございます。この事業の中に新たなそういう地産地消の精神といいますか、そういう形をどう生かしていくのかということが重要ではないかと思っております。地産地消の今後のあらゆる事業について、この地産地消の精神をどう生かすのか、建築、建設についていかに地元の業者に仕事を回すのか、建築、建設主体をいかに地元から調達するのか難しい問題もあると思いますけれども、きめ細かく具体的な取り組みが必要だと思います。その点についての担当者あるいは町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 私は基本的な考え方を申し上げますと、以前から申し上げてきましたように、公共事業はもちろんでございますけれども、例えば備品購入等に関しましては地元で調達できるものは地元で、そういう考え方で取り組んでまいりましたし、この考え方につきましては今後も変えるつもりはございません。

ご指摘の合併特例債の新たな事業の導入に当たりまして、可能な限り地元発注に心が

けてまいりたいと思っております。

地元発注につきましては、地域経済への波及効果も大変高いというふうに思うわけですが、したがって大変重要なことでございますけれども、地元発注することによりまして、必ずしも加速的に地産地消が推進されるとも一概に言い切れません。といいますのも、それぞれの受注業者の経済活動によりまして、町外から調達をしていくということなどもございまして、いかに地元発注を地産地消につなげていくかが大変重要な課題であるというふうに思っております。

今後いろんな課題はございますが、例えば木材でございましたら高幡ヒノキなどのブランド化を進めて、建物の場合などは設計書の特記仕様などで高幡ヒノキの使用を例えば何割とか、あるいはそれ以上使用するといったことなどを明記する方法も検討してまいりたいと。ただ、その場合には、町内にも数多くの製材業者もおりますし、四万十産木材供給組合とか、あるいは供給協議会とか、そういったものをつくって事前に示す発注計画に基づいて事前に準備をしていただき、一定のストックを構えていただかないと、工事の発注即期限内の完成ということとはなかなか難しいというふうにも思いますので、そういった仕組みづくりも必要になるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） わかりました。以前にも私が申し上げましたけれども、ある商店の方から、例えば七里の町営住宅をつくる場合に、カーテンはうちでも調達できますよと、価格もそういう公共事業的に価格を設定できる制度がありますので、ぜひそういう仕組みをつくっていただきたいというふうにおっしゃっておりました。これは大変大事なことで私は思っております。そういう点で、今後きめ細かな対策をぜひお願いいたしましてこの質問を終わります。

続きまして、生活相談窓口の開設についての質問をさせていただきます。

今、大都市と地方の格差あるいは正社員と臨時パート、派遣社員との格差、失業による貧困の広がりが急速に進んでいることは、だれしもが認める共通の認識になってきています。四万十町でも仕事がない、あっても賃金が安い、借家の家賃が高いなど、ますます生活困窮者が増えております。

これらの背景には、ご承知のように経済のグローバル化がございます。トヨタのように既に多国籍企業になっている会社から、部品、組み立ての下請の企業までが安い労働力を求めて生産の拠点を海外に移している実態があります。

また逆に、安い海外での労働力が地方までどんどん入ってきています。その上に、安い外国の農林漁業の生産物も無制限に近い形で輸入され、国内での農林水産業の営みが立ち行かなくなっている実態もあるわけです。

経済的困窮の原因に個人の努力ではどうしようもない社会的な構造上の問題があるわけで、住民の福祉の増進に寄与することが使命でもある行政の果たす役割は一層大きくなっています。

日々の生活に事欠いている住民にとって頼みの綱はやはり役場であり、その窓口だと思います。住民の生活上の相談をストレートに受けとめて解決の糸口を一緒に考えていく窓口があれば、住民にとってこれほど安心できるものはないと思います。この点についての基本的な考え方をお尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 住民が気軽に訪れることのできるいわばよろず相談的な受付窓口というのは私も必要であろうと思いますし、その受け皿は現在の組織機構からすれば、町民環境課が担うべきだというふうに思っております。

ただ、住民のニーズっていうのは極めて複雑多様でありまして広範囲であります。一つの窓口ですべてを受けとめて即課題解決を図るということは、そのためには高度広範囲あるいはオールマイティーな専門的知識を有する職員の配置が必要でございますけれども、現実にはそれはなかなかそういう体制整備は難しいというふうにも思います。役場の行政事務に関する事柄につきましては、それぞれの主管課にきちんとつなぐということ、あるいはそれを越える、つまり役場の行政事務以外の分野も非常に多かろうと思いますけれども、そういった事案につきましては、しかるべき専門の機関、例えば弁護士であるとか司法書士、保護司あるいはハローワーク、そういった専門の機関等への紹介、あっせんをするなどによりまして、相談機能の充実を図るように努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 話は変わりますが、昨年出資法の上限のグレーゾーンが批判されまして、批判されたサラ金による多重債務が自己破産や自殺など深刻な社会問題を招いています。四万十町でもサラ金被害や多重債務者がたくさんおると思いますが、この実態について把握をされておられますか、お尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 議員さんにお答えをいたします。

本町における多重債務の実態のことをございますが、現在のところ把握はしていません。現在、金融庁によりますと、全国の貸金業者による消費者向けの貸し金について、信用情報機関によれば、無担保無保証の消費者向けの貸し付けについては貸付額が14.2兆円、利用者が1,400万人で、少なくとも8.5人に1人がいわゆる消費者金融というふうな名前のものを利用しているというふうなデータが出ております。なお、5件以上の利用をしております多重債務者というのが約320万人、これらの者の平均の借入額が、これまさに320万円ということだそうです。本町においてもゼロということはないとは思いますが、現在その調査は行っておりません。

以上です。

○議長（味元和義君） 甲把助役。

○助役（甲把英一君） 少し補足説明をさせていただきたいと思います。

多重債務者の実態等について把握はできておりませんというふうに町民環境課長がお答えをいたしました。正確に申し上げれば実態把握をする手段がないと、やろうと思っても町ではできないということですので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 四万十町でも多重債務によって自殺したケースや、あるいは失踪したケースは時々耳にいたします。しかし、この実態はなかなか表面に出てこないわけです。行き詰まると、家族、親戚、友人、知人に借金を重ねると。最後はヤミ金に走ったりするケースがあるわけですが、当然税金の滞納あるいはさまざまな公共料金の滞納が伴ってくるわけで、一番言うたら役場の窓口がそういうことが敏感にとらえられる接点になると私は思っております。

これは私の今相談受けている方の事例ですけれども、3年前に奥さんのがんで亡くされまして、家賃を滞納しまして3月14日に借家を出されました。現在友人の離れに仮住まいをしております。国保税も納めておりませんので、国民健康保険証も発給されておられません。時々須崎の債権管理機構から催促が来るので住民税は払っているということです。

この方の生活困窮の原因は、基本的には賃金が半減したことですけれども、もう一つの原因がサラ金による多重債務をしていることです。現在高知の裁判所で特別調停を始めたばかりですけれども、なぜサラ金に手を出したのかと聞くと、奥さんのがんによく効く高

い薬を買うことから始まったそうです。後は次々と借りることになるわけで、一般的な表現ではアリ地獄でありませんが、らせん状に落ち込んでいくというのが実態であります。こういうふうな実態が窪川の身近なところでもたくさんあるわけです。

昨年秋の臨時国会で、貸金業の規制に関する法律の一部を改正する法律が成立しております。このような中で、貸金業法が本来的に施行されるに伴い、多重債務の救済について各自治体に相談窓口の設置を設けてもらう動きが政府を初め各方面からあります。また、既に先進的に取り組んでいる自治体もございますけれどもご存じでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 確かに多重債務者の相談窓口の設置につきましては、本年1月29日多重債務者対策本部の有識者会議の中でもこの必要性和、そして専門の機関との連携をとる必要性、専門機関というのは弁護士もあるでしょうし、司法書士等々、特に司法書士は多重債務に関してはすごく専門的に扱っていただけると聞いております。そういう方々との連携をとることの必要性を述べておるところであります。

そして、新聞なんかによりますと、盛岡市の岩手県の消費者信用生活協同組合、そこには弁護士によります週1回の相談窓口を実施しておると。それから、奄美市なんかでは、多重債務者も相談を受け付ける専任の職員を配置して、弁護士と連携をとりながら多重債務者の解消をしていると、そのようなことは聞いておるところであります。今後は県とか国の流れを見ながら、町の方でもどういう形でいくか、そういう窓口についての考え方を提示していかなくちゃいけないと、そのように考えております。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 先日、市川課長にいただきましたこの司法書士連合会から来ておりますパンフレットをいただきましたけれども、これも中身は市町村の住民相談の窓口担当者の皆様へ住民からクレジット、サラ金の相談を受けて困っていませんか、司法書士会では司法書士相談員を派遣し、多重債務の研修会に講師を派遣しますよと書かれています。このパンフレットでございます。このように政府機関や弁護士、司法書士連合会から自治体に相談窓口の設置の要望が高まっております。総合的な生活相談の窓口の設置とその中に多重債務の担当者を配置し、多重債務の生活の立て直しをサポートすることが緊急の課題ではないかと考えますけれども、再度前向きに検討できませんでしょうか。

○議長（味元和義君） 助役高瀬満伸君。

○助役（高瀬満伸君） 多重債務者の相談窓口の設置ということでございますが、なかなか専門の職員をそこに張りつけることは難しいがじゃないろうかというふうに思います。先ほども町長も答弁しましたように、いろんなそういった相談を受ける機関もございますので、その辺につなげていくのが町としては一番いいのではないかと思います。ただ住民の方にとりましてどこに相談をしていけばいいのか、そこが一番肝心なところというふうに思いますので、生活 110 番的なものを町民環境課の窓口の方に設置をしまして、そこからそういった機関へつなげていくとか、そういったことも考えられるがじゃないかと思います。

また、住民の方がそういった生活相談を持ってこられるときに、やはり身近な市町村というものはどうしても顔見知りの職員もおるわけですし、なかなか来づらいという点もあるかと思います。例えば、複数の市町村で、広域でそういった相談窓口を設置するとか、あるいは県の福祉事務所にそういった窓口を設置するとか、そういった方法もあるかと思いますが、そういった方面も含めて一度検討させていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 先進的に取り組んでおります自治体の職員の考え方をちょっと文書で見ましたけれども、本来消費や税金に支払われるべきお金がサラ金業者に吸い込まれると。これが本来どおり地域に回れば、それだけ地域も活性化すると言っています。ぜひ前向きに取り組んでいただきますようお願いいたしますのでこの質問を終わります。

最後に、全国一斉学力テストについての質問でございます。

文部科学省が4月24日に全国一斉に実施しようとしている学力テストについての質問です。この学力テストは日本全国の小・中学校と児童・生徒を序列化することと、子供と家庭の個人情報を受験産業と国が握ることになると多くの教育関係者から心配と批判の声が上がっていることを知りましたので、そのことを念頭に質問をいたします。

まず初めに、この学力テストは窪川町でも行われますか。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） この学力テストにつきましては、県の方からもそういう文書照会もありまして、委員会の方で協議をして四万十町の教育委員会としても実施をする方向で決定をしておるところでございます。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） この学力テストの内容と目的についてお尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） 学力テストの内容と目的についてでございますが、まずこの学力テストにつきましては、小学校につきましては6年生、中学校につきましては3年生という学年を限ったテストという形になっております。

調査の内容といたしましては、学力・学習状況に関する調査と、そして学習状況等に関する質問紙調査、この2通りから成っております。

その内容的には、学力・学習状況の調査につきましては、教科につきましては、小学校につきましては国語と算数、中学校につきましても国語と数学という形で2教科が対象という形になっております。その中で知識に関する問題というものがあまして、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容の出題とか、そしてもう一つは活用に関する出題もございまして、知識、技能を活用する力や課題解決の力等に関する出題と、そういったような形が中心となっていていろいろ出題がされるというような形で聞いております。

そしてもう一つ、質問紙調査でございます。これにつきましては、児童・生徒用と学校長用と2通りの質問紙調査があるようでございます。児童・生徒に関するものにつきましては、学習意欲とか学習方法、学習環境等に関する調査を行うということになっております。それから、学校長に対する調査につきましては、学校における指導内容とか指導方法等に関する取り組みの状況とか、それから学校における人的、物的な教育条件の整備に関する状況、そしてその児童・生徒の体力、運動能力といった全般的な状況等に関する質問調査が行われるという形で聞いております。

そして、その次にもう一つ、調査の目的でございますが、これ文部科学省の資料によりますと、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力、そして学習状況を調査、分析することによりまして、教育及び教育施策の成果と課題を検証してその改善を図っていきたいということが大きな目的というような形で聞いております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） このテストの結果ですね、当然学校と子供の全国的な順位とか位置というのがはっきりしてくると思いますけれども、それについてはそのとおりでしょうか。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） 当然、当のテストの結果につきましては、一応データとして全国の状況それから県下の状況、市町村の状況という形のデータそのものは各それぞれの町村に限って出てくるようになっております。

○議長（味元和義君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 皆さんが心配しておるのはそういう数学やあるいは算数、国語のテストの結果について過剰に反応すると、例えば学校間とか生徒間あるいは教師間あるいは教育委員会間で競争が生まれてくるんじゃないかと心配をされております。これは前提は毎年行われていくという想定も一方にあるという関係もあろうかと思えますけれども、そういうことが生まれてきたならば総合的な学習やあるいは全部の子供に基礎学力をつけさせる、そういう大事な取り組みに支障を来すものではないかという心配がありますけれども、その心配はいかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） そのテストの結果についていわゆる序列化とかそういった過剰競争になりやせんかなというご心配でございますか。

（9番岩井優之介君「そうそう」と呼ぶ）

これにつきましては、今当然いろいろの学校におきましても、到達度の把握度の検査とかそういった形で、子供の状況、そういったものの常時どの程度に子供が状態にあるとか、それから今子供が習っておるその学習内容がどこまで理解をしておるとか、そういったような形でも今も到達度の調査もやっております。そういったような形の中で、先生がこの子供についてはどこに原因があるか、どういうところが弱いとか、そういった形で、いわゆる子供の状況を把握しまして、そこで先生がそしたらそういう形なれば先生が自分で考えて研修をしてそしたらこういったところをもうちょい力をつけていかないかと、そういう形での子供の個に応じたそういった学習の向上のためにやっておるところでございます。

今度の全国一斉の学力調査につきましても、そういったような観点から当然データが出てきますので、学校におきまして学校全体の教育方針の方向性とか、それから子供の個に応じた学力の向上、そういったものにやっていくという形になりますので、決して子供同士のそういう過剰な競争力をあおるとか、そういった形には持っていってはいけないというふうに思っておるところでございます。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） ぜひそういうふうな歯どめをするように努力していただきたい。この序列化の危険性があるというのは、中教審でもそういう話が出されたということも聞いております。いろいろ時間の制約もありますので若干飛ばさせていただきますけれども、先ほど長谷部次長がおっしゃいました、テストと別に質問事項というのがありますよね、それと質問の解答用紙に学校名、男女、名、組、出席番号とかあるいはありまして、それから質問事項に生活習慣や人間関係、教師の好き嫌い、朝食を毎日食べているのか、あるいは1日当たりどれぐらいのテレビを見ているのか、家にコンピューターがあるのか、家に何冊本があるのか、家の人は学校行事によく来るのかというふうなプライバシーにかかわる質問があるというふうにいろいろの資料で目を通しました。これは、受験産業にとっては欲しくてたまらない質問だというふうに指摘をされるところでございます。これらの調査の内容は基本的に個人情報に値するのじゃないかというふうに指摘しておりますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（味元和義君） 水間教育長。

○教育長（水間淳一君） ただいまの質問は個人情報とかそういったことが漏れてはいけないとか、そういった大まかな質問ではないかと思うわけですが、今回の試験は民間業者へ委託して実施するということになっております。この民間業者へ委託して実施するのは、学校や教育委員会の負担の軽減とか、この問題の解答を迅速に採点を実施するか、そういったことなどからの観点であります。

また、民間機関の業務委託に関しますのは公募ということで行われておりまして、その審査経緯及び審査結果につきましては文部科学省のホームページにも公開されております。そして、公平な透明な方法による業者選定そして委託が行われておると、このようにお伺いしております。

国から県に対しての説明の中では、委託先への要請につきましては平成18年7月に締結いたしまして契約をしております。その契約におきまして、機密の保持や個人情報の取り扱いについてはやはり法令を遵守しなければならないとこういったこと、また契約に基づきまして作業場のセキュリティーとか個人情報の手順、情報が外部に漏れないといったことなどが主に取り決めの中でされております。

こういったことを受けまして、調査の円滑な実施と個人情報の保護につきましては、四十町教育委員会といたしましても十分に気をつけて配慮しなければならないと、このよ

うに思っております。全般的な答えですので、的確な答えになるかどうかわかりませんが、こういったことを国、県がなされておると聞いております。

以上です。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 昨年、一応このことが個人情報だというふうに理解をいたしました。昨年3月に四万十町も個人情報条例を制定をいたしております。それぞれいろんな行政機関もこれに縛られるわけで、ひとつ慎重な取り組みをお願いしたいんですけども、この解答用紙の送付先について改めてお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） この解答用紙につきましては、先ほど教育長も言いましたように、文部科学省の方でいわゆる公募制によりまして業者選定を行っております。そういった中で、当然秘密保持、個人情報のなもんがございますので、秘密保持等につきましては厳正な契約書によってもう取り決めをされております。そういった中で、今回につきましては、小学校につきましては株式会社ベネッセコーポレーション、それから中学校につきましては株式会社NTTデータという、それぞれ小学校、中学校、別々の業者が回収、集計を行って文科省の方へ報告するという形に聞いております。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 先ほど長谷部次長がおっしゃったベネッセとNTTデータ、旺文社のグループですけれども、これいずれも受験産業だというふうに言われております。ここに言うたらこのすべてのデータが入っていくわけで手にするわけですので、非常にどういうふうに使われるか実際はわからないというところを多くの方々が心配をいたしております。

そういう観点で、このちょうど小学6年生と中学校3年生の個人情報をこの民間産業が握るということで、これは重大な問題としてさまざまな教育関係者とかあるいは法律関係者の中から中止あるいは修正を求める声が寄せられているとお聞きいたしておりますけれども、実際四万十町の教育委員会にもそういう要請がありましたでしょうか。ありましたら、若干の内容も含めてお願いします。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

全国的にはいろいろあるというような形で今も議員さんもおっしゃいましたが、現在ま

でに四万十町の教育委員会につきましてこれについてのそういう苦情とかそういう相談的な形は聞いてないところでございます。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 個人情報については厳正に契約をして漏れないようにするというのでおっしゃいました。インターネットで調べましたけれども、伊吹文明文部科学相は衆議院文化科学委員会で質問に答えて、特定の営利企業が国民の税金をもって自分たちに有利なデータを独占的に取ることがあってはならないと述べつつ、契約書の内容として、企業が営業活動に使うことになれば処罰される、そういうことをきちんとやっていると個人名の記入の容認をいたしております。

学力テストの費用として民間企業に 18 年度に 18 億円、19 年度に 49 億円の税金が支払われるそうです。予算全体で約 100 億円と推察されております。

さて、話が変わりますけれども、私はこの国がこのようにして若い国民の情報をずっと蓄積していくことは大変怖いことだと思っております。今、国家という言葉が強調され始めている中で、近い将来総背番号制で個人の情報のすべてを国家が一手に握ることになっていくのではないかと心配もいたしております。また、民間企業に丸投げする形で学力テストが行われるようになったのも、これはせんだっての教育基本法の改正からでしょうか。教育長のご感想をお聞かせください。

○議長（味元和義君） 水間教育長。

○教育長（水間淳一君） お答えいたします。

このたびの学力テストを行うことと教育基本法の改正のことは、今のところ私の考えではつながらないというふうに考えます。

それで、伊吹文部科学大臣の発言につきましてはこの真意ははかりかねますが、民間企業の選定につきましては文部科学省の初等中等教育局に全国的な学力調査を実施するための委託事業審査委員会、これを設置いたしまして、専門的な視野から公平公正で透明な選定が行われたと、このようにお伺いをしております。先ほども申し上げましたように、この個人情報の漏えいにつきましては十分に手順を尽くしておると、このようにお伺いをしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） さて、私は学力テストがいけないとは思いませんけれども、学

力世界一と言われるフィンランドでも学力テスト実態調査が行われているそうですが、ここでは5%の学校を抽出しての実施と聞いています。まして個人の情報を加えて全国一斉の調査とテストはほかの国ではないのではないかと思っております。いろんな意味で不条理的な部分もありまして、全国学力テストへの参加あるいは不参加は児童・生徒、学校教育の判断に任せ、個人名は書かないことを認めるべきであるという意見があります。教育委員会としてそのような措置はとれないものでしょうか。

全国で、せんだってお聞きしましたら、教育委員会で不参加は愛知県の犬山市教育委員会とお聞きしております。そういう点で、完全な強制ではないというふうに思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（味元和義君） 水間教育長。

○教育長（水間淳一君） 今、議員さんおっしゃいましたように、愛知県の犬山市の教育委員会がこのたびの調査には参加をしておりません。これは、国の方が行うことでありまして、実施主体は国ですが、参加するしないはやはり地教委といいますか地方の自治体の考えで参加をするということになっております。

本調査の目的ということもありますが、各地域におきまして、学力、学習状況の把握、分析、そして各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係におきまして、課題の解決、そのために改善を図るためには全校の調査とした方がより有効なデータが得られると、このように言われております。仮に5%ぐらいの抽出で実施した場合、都市部と課題のある地方にとりまして、地方の課題が十分に浮き彫りにされるかということが懸念をされるわけです。実施した結果によりまして、仮に都市部と地方部が同じという結果になりまして、それは実施した結果によって初めてその状態がわかったということになりますので、やはり5%の抽出で実施するのは少し情報が足りないというふうに考えるわけでございます。

そして、先ほどもいろいろ申し上げましたが、日本の全体的な教育を考えたときに、単なる学力の取り組みの解決だけではなかなかすべてが解決できないということもあると思います。家庭における生活習慣を考えたり、今、国の方で早寝早起き朝ごはん運動が行われておりますがこういったこととか、家庭における食事、睡眠、その他子供の行動を見過ごすことがないようにこの問題をとらえていかなきゃならないと、このように思うわけでございます。

四万十町におきましても、極端な今のところ例はないにいたしましても、子供の学習状

況を含めた生活習慣、こういったことに今回の調査もリンクさせながら児童への取り組みをしていかなきゃいけないと、このように考えております。

また、今申し上げましたように、参加、不参加の問題ですが、学力とか学習状況調査における実施主体は先ほども申し上げましたように国であります。基本的には市町村が参加をするしないを決めるわけでございます。四万十町教育委員会におきましても、この調査実施によりまして教育課題の解決に向けていま一步前進ができるんじゃないかと、このようにも考えるところでございます。

このことを踏まえまして、高知県の教育委員会とも連携をとりまして本調査への参加を円滑に実施していきたいと、このように考えております。時間がかかりますので、これでおきます。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 最後の質問です。質問ではありませんけれども、学力テストを実施するかせんかは上意下達ではないということがわかりました。

このテストは来年以降も続くというふうに聞いております。いろんな関係者からプライバシーの侵害というのはもうはっきりしてるんじゃないかという点や、やっぱり個人情報の観点から民間に任せると、しかも受験産業に全部集めていくというのは本当に考え物じゃないかという指摘があります。

それから、やはりこのことについては、何か東京でそういう事前のこれに似たような調査をやったときにある教材業者から、おたくさんの子供さんは東京都の中での順位を教えましょうかということで売り込みがあったというふうに報道があったということを聞いております。

そういうことで、完全にといいますか、そういう仕組みをつくっても、やはり民間の企業というのは利潤追求が第一目的ですので、そういうことがやっぱりあり得ると。特に最近企業のモラルハザードが社会的に問われている時期ですので、そういう点を関係者は心配をいたしております。そういう点で、今後続くならば、それとあわせて過当競争、そういうことが必ず出てくるんじゃないかというふうに心配をしております。そういう点で、来年以降については今回のテストを本当にもし実施されたら客観的に総括し、そのような観点を絶えず持って注意深く主体的に対応していつてもらいたいというふうに思います。そのことをお願いいたしまして、すべての私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（味元和義君） これで9番岩井優之介君の一般質問を終わります。

ただいまより昼食のために1時まで休憩します。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番酒井祥成君の一般質問を許可します。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 私は通告順に従って一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、高齢者施策の中で今地域密着型サービスだけになっておりますが、地域密着型小規模多機能施設と言いますが、四万十町に今回計画といたしますか、福祉計画の中で3カ所か4カ所、行政の計画があろうかというふうに思いますが、これに対しまして計画の理念をお伺いしたいというふうに思います。

それと、もう2点目まで一緒にいきますが、それともう一点は地域密着型小規模多機能サービスの利点と、今計画されている3カ所あるいは4カ所の人材育成と申しませうか、地域でどのように人材を育成されるのか、そしてまたこれがもしそうでない場合には行政主導でなく地域にすべて任せてこれを3カ所あるいは4カ所やっていくおつもりなのか、そしてまた地域における高齢化の比率はどのようになっているか、その2点についてまずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） お答えを申し上げます。

まず最初に、理念ということでございますけれども、理念といいますと、要介護状態になる前から日常的な健康管理あるいは予防対策、そして介護が必要になったときに適切な介護サービスが提供される、状態の悪化を防ぐ、さらにはターミナルケア、そういったものをすると、しかもそういったサービスが在宅、施設を問わずあらゆる社会資源を活用しながら一貫したケア体制ができるというのがこの理念ではないかというふうに思っております。

今回つくろうとしております地域密着型サービスということですが、この介護保険計画の中には箇所数としましては具体的に何カ所というのは記述をしておりますが、ただ地域的な記述をしておりますので、議員さんそのように解釈をされたというようにご理解を

します。

今回のその利点といいますのは、その前にうちがつくろうとしております施設のちょっと概要、この説明をさせていただきたいと思うわけですが、地域密着型サービスというのは介護を必要とする人が住みなれた地域で生活を継続させるためには、地域の特性であったりあるいは実情にきめ細かく対応した多様な介護サービスを提供するということが必要でございまして、今回の介護保険法の改正の中で、今までは在宅と施設ということでしたが、今回は地域からの発信といいますか地域での介護ということで地域密着型ができております。

箇所数ですが、本町の介護保険計画ではいわゆる認知症グループホームと小規模多機能居宅介護、それから認知症の対応型の通所介護という3つの施設を今回の介護保険計画の中に上げてございます。ただ、その整備については一応民間の法人なり医療法人、そういったところが整備をするという形での計画でございまして、町が整備をするということにはなっておりません。今回できたその地域密着型につきましては、いずれも町が指定あるいは監督をするという位置づけになっておりますので、そういうご理解を願いたいというように思っております。

それと、小規模多機能については、今回古城、地吉地区それから志和地区、こういったところで今具体的な話を進めておるという状況でございます。

ちょっと長くなりましたが、サービスの利点といいますか、今回地域密着型をつくろうとしております利点としましては、通いを中心として要介護状態の様態、希望に応じて訪問とか泊まりを組み合わせるサービスをする、そういったのが小規模多機能の利点ではないかというように思っております。

それから、人材の育成ということですが、多分これはそれにかかわるスタッフの人材ということだろうと思いますけれども、一応基本的にはこの小規模多機能につきましては、先ほど申し上げましたように、事業所がそういった施設をつくり、そういったスタッフを雇用して運営するという考え方を持っておりますので、ちょっと人材育成ということにはまだ十分考えてはおりませんが、ただ先ほど申し上げましたように、今回古城地区もそうですが志和地区もある程度地元でそういった方が老人福祉に携わりたいという意向もありますので、現在志和では志和の高齢者を支える仕組みを考える会という会が発足をいたしました。ここで、自分たちでそういうできれば小規模多機能施設を運営をしたいという意向がありまして、私も二、三回、そこの今志和に入っておりますけれども、なかなか介護

保険を使ってやるわけですので専門のスタッフ等が要ということもございますし、介護保険の報酬単価の問題であったり、365日あけないかんというような施設運営の縛りもございますので、ちょっと人材育成はなかなか十分できてないというのが現状でございます。大体今のご質問ではそういう点ではないかと思いますが、それから高齢化率ですが、古城につきましては43%です。それから、志和が52%で、3カ所ということしたので、介護保険計画に中津川っていうのがございますが、ここがいずれも46%ということで、非常に高い高齢化率になっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） この問題は、高齢者の福祉計画の中でこれが出ておるわけで、この間の説明の中で香南かどこかちょっと名前は忘れましたが、そういうところからこの四万十町の中へもう今後福祉関係に参入するということになっているようですが、この小規模多機能の地域密着型のよさというのはやはり地域の中でお互いが知り合った方ばかりと、そういう中で一定の介護ができるというようなところで、非常にこれから有望な事業ではないかなというふうには思っております。それと同時に、その地域の中でお互いが助け合うと、昔からそういうことが行われてきましたけれども、現在核家族の中でいわゆる独居も増えいろんな方がおられる中で、そういうことをこれからやっていかにかんということで、今古城地域ではそういうことをやっております。

ですから、私は我田引水的なことでこれを一般質問に立っておるわけではありません。逆に言いますと、中津川でもあるいは志和でも高齢化の比率がだんだんと上がっていると、そういう中でじゃあ福祉対策としてどういうふうに今後考えていくかというところが大きな課題だろうというふうに思っております。

ですから、そのところを行政としてしっかりとした対策を考えていかないと、これは絵にかいたもちであると私はそのように思っております。ですから、その計画の中にそれが出てくるということは、一定住民の中にもうそういうところがやはりいくわけですから、これは行政としてある程度、ですから行政のできる場所、そしてまた地域住民でできる場所を明確にしておかないと、これは今後大変なことになるんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてどのような考えを持っておられるのか、そのところを私は聞きたいというふうに思っております。

ですから、行政の計画理念というのは私はそこにあるんですよ。一つは長期的に見る

とこの四万十町の中においてもだんだんと高齢化率が高くなって、実際には介護予防と言いつつ現実的には施設介護が増えてくると、そういう中であってこれからのこの福祉関係をどのように構築していくかということが大きな課題ではないかというふうに思います。

そういう中で、地域において一定今進めておるその小規模多機能施設の関係では、やはり一番大きな課題としては、地域にとっては人材が少ないと、はっきり申し上げて人材がなかなかいない。そしてまた、これを例えばNPO法人に立ちかえてやるにしても、資金面でかなり厳しいところが出てくるのではないかと。ですから、そういう中で、地域の中で人口の少ないところあるいはそういうところにおいては、こういう施設管理を含めて、例えば古城小学校であれば古城の跡地利用を含めてどのように今後やっていくのか、そのあたりは例えばNPOを立ち上げた場合にはすべてNPOの方でやらせていくのか、あるいは行政としてやれるところはどの範囲なのかということの一つは必要であろうというふうに思います。

これは志和でやるにしても私は同じことだろうというふうに思います。例えば、志和の行政の方で施設があるとすれば、その施設をどのように活用していくのかということは当然考えていかなくてはならないことだろうと。で、その中でやはり運営というのは今度はNPOが考えていく。ですから、その施設整備に係る問題も今後出てこようかというふうに思います。そういう中で、果たして今のこの計画の中で、19年度は非常に財政も厳しい、あるいは20年度においてもまだなお厳しさが残るという中において、果たして改築も含めて今後取り組む中でそれが十分にできるのかどうかということがまず一つであります。

そしてまた、その人材育成にかかわるというのは、一つはケアマネジャーの問題であるとかあるいは看護師の問題であるとか、そしてまたヘルパーの関係、小規模多機能ではヘルパーの免許を取得する必要はないというふうになっておるようですが、そういう中において人材をしっかり育成する機関というものが必要だろう。ですから、そのまま地域がそれを受け持って、例えばNPOを立ち上げてやるにしても、すべてこれまでやってきた実績のあるところはそれでできるかもわかりません。しかしながら、初めてそういうことを経験して地域の中でいわゆる相互扶助と、助け合いでやっていこうというようなときに、なかなかその人材の確保が難しい。そしてまた、そういう勉強をした方が少ない。そういう中でこれから取り組んでいかなくてはならないということが現実であります。これは計

画の中に出ているわけですから、そこら辺は行政としてしっかりとした人材育成も含めて、今後対応するにはどうするのかというところはやはり内部検討の上で出していかなく  
てはならないのではないかなと。あそこへ出てくるまでにそういうところがないと、ただ  
ここへ書いてあるものは、理想は書いてありますけれども、現実的に言うと地域ではなか  
なか対応が難しい問題が出てくるというふうに思います。

そういう中で、もし明確な答弁があればお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） お答えを申し上げます。

今、町のバックアップというような点の質問であったかと思いますが、基本的に  
この地域密着型のサービスが今回介護保険法の改正でできたということは、これはオール  
ジャパン的な考え方でございますので、大都市も地方も一緒という中での施設ということ  
もございますし、基本的にはこの地域密着型は、先ほど申し上げましたが、地域で支える  
ことをやるサービスということでございますので、国の考え方はあくまでも小学校区単位  
で1施設をつくるというようなことになっておりまして、人口2万単位のところに1カ所  
といえますかそういう考え方でございまして、人口50万であったり100万都市の中に  
そういった地域での密着したサービス施設をつくるということがそのまま市町村、こうい  
う四万十町にもおりてきておる中で介護保険事業計画をつくったということもありまし  
て、大変ある面では無理がある計画にもなっておることもご理解をいただきたいと思いま  
す。

ただ、そういった中で、そしたら地域密着型サービスをどうつくっていくかということ  
になりますと、議員がおっしゃられるように、確かに事業所が当初1カ所このグループホ  
ーム、多機能については参加をしたいということもございました。で、今回の計画に記入  
をした経過もございますけれども、いざふたをあけてみますとなかなか介護報酬とか規制  
の関係でちょっと参加をしにくいということもございまして、今県下では1カ所だけ春野  
にありまして運営をしておりますけれども、そこもちょっとなかなかまだ入所が5割程度  
ですか、という状況の中で非常に運営がしにくいということでございまして、全国的に国  
がこの花火を打ち上げた割には設置が進んでないというのはさまざまな問題があろうか  
と思いますが、今後の切り札としてやっぱり地域でそういったお年寄りあるいは障害者をみ  
んなで守っていくという地域のケアシステムをつくるというのはもうこれはどうしても避  
けて通れないところだと思っております。

今後、志和もそうですが、古城もそうですが、これから順次そういった中でどういったそしたら支援ができるか、基本的にはこれは法人がつくるっていうのが基本になっておりますので、どこまで町がそういった施設の負担ができるか、あるいはヘルパー等の養成ができるかということは今から研究をしながらそういった地域のケアのシステムを構築することではないかなと、今のところは考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 大筋、健康福祉課長の方からお答えを申し上げたかと思いますが、私としても小規模多機能の共同介護施設、これは非常に重要なものだというふうに思っております。

元来、お年寄りというのは、その居宅といいますか住みなれた場所で生涯を終えたいとそういう強い願望があると思いますけれども、不幸にして介護を要する状態になればそれはそれで専門の施設を利用していただくざるを得ないということになりましょうけれども、その施設と居宅の中間的な地域に根づいたそういう施設の運営というのは大変重要だというふうに思っておるところでございます。ただ、これも基本的には介護保険法のもとでの運営ということですから、非常に難しい要素はあろうと思います。

行政としては、その受け皿となる施設等につきましては、例えば古城の場合もそうでございますけれども、使わなくなった町有施設の提供をすとか、あるいはまた一定新たに施設整備を行うとすれば、当然地元の法人なりではその初期投資を賄えないと思いますので、それは町としてもできる限りの助成をしていく必要があろうと。

それから、マンパワーの件につきましても、これが非常に重要な事柄だと思いますけれども、その養成に向けてもできる限りの支援というものはやっていきたいというふうに思っております。現に、現在古城小学校を利用してのこの施設整備等に関しても、職員の研修といいますかそういうことも含めて、たしか当初予算にも一定の支援措置を講じることにしておるところでございますし、今後もそういう方向で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 具体的なことがまだ出てこないわけですが、まだ計画をされてないようですので難しいかもわかりません。ただ、今行政の方では、県もそうですが、いわゆるアウトソーシングと申しまししょうか、いろんな事業について外に外にこう出してい

くというようなことが今現在だんだんと行われていると。そういう中で、やはり企業であればある程度の資力を持って財政力の中でやっていく可能性はありますが、こういう福祉関係になりますと、利益を追求するのではなくして一定の町あるいは地域の福祉を今後担っていくという大きな使命があるわけで、そういう中でこの事業、これは富山県が発祥の地だというふうに聞いておりますが、これがトップの中で今介護保険制度の中に認定されたということになっているようですけれども、こういう東北のあるいは北陸の方で、寒い地域の中でそういうことを考えてやられたというのは非常に素晴らしいことであるというふうに思いますけれども、はっきり申し上げてこの四万十町の中ではまだこれがこれまでに出てないと。

で、十和村でも今まで在宅介護の村づくりということで非常に積極的に取り組んできた経過があるわけですが、そういう中でやはりこれからは非常に高齢化の比率もどんどんと上がってくると、そういう中でいわゆる公設民営化方式、あれ何いますか、P F I 方式ですか、いろいろそういうことも考えられますし、一方ではN P O 法人によるそういう運営の仕方等々いろいろあるかと思います。やはり、これからは公平で安全安心な高齢化社会の構築を目指す上で、福祉というのは非常に大事になってくるのではないかと、私はそう思っております。ですから、もう見てのとおり高知県下は全国でも有数の高齢化県でありますので、そういうことをやはり先進的な取り組みとして今のこの小規模多機能施設というのが計画の中に出てきたのではないかなというふうに私は理解しております。

ですから、そういうことを考えると、これからのしっかりした仕組みづくりをつくっていただいて、その中でこの小規模多機能施設をどのようにやっていくのか、そのあたりをもうちょっと具体的なことで内部でも調整をしていただきたいというふうに思います。そうしないと、これ進み出したわと言いながらだめになったというようなことでもこれ困りますので、そういうところがやはりしっかりとこれから福祉関係をどのようにしていくのかというところが具体的に出てきてほしいなというふうに私は思っております。ですから、そういうところがこの1年といいますか19年度中に、ぜひそういうところを出していただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 確かに、やり方としては今議員さんおっしゃられるように、地元のボランティアを養成するでありますとかP F I 方式あるいはN P O 方式、もう一つ言わせていただきますと指定管理者制度、こういった制度への移行でやっていただく

ことの事業者も多分出てくるだろうというように思っておりますので、先ほど申し上げました志和地区でも19年度中にはボランティアで運営できるのかどうなのか、あるいはもしそれが不可能ならばしかるべき法人にお願いをするとか、そういった方法を順次段階的に対応してまいりたいというようには思っております。

以上です。

(13番酒井祥成君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) 13番酒井祥成君。

○13番(酒井祥成君) 余り時間ありませんので、できるだけ早くそういう形を整えていただきたいと。それで、地元も一番大事なのはやはり地域でそれができると、そしてまた地域の中でもある程度、お年寄りの方も含めてNPOであつてもあるいは指定管理者制度にあつても雇用の確保ができるということも考えられますので、ぜひとも早急な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

この点は以上で終わりますが、3番目に、今まで議論をされました包括支援センターが今回条例の改正によって大正町に設置をされる、統合されるというようなことが出されております。これは以前には、合併協議会の中では3年間をめどにということでしたかあつたと思います。それは、いわゆる激変緩和措置を含めてやはり急激な激変をさせないようということで、3年間の猶予期間の中でこれからいろいろ統合していこうというようなことが論議をされたというふうに思っておりますが、今回急にこういうことで出てきたというのはどういう経過なのかその経過について説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長(味元和義君) 助役高瀬満伸君。

○助役(高瀬満伸君) 地域包括支援センターですが、確かに合併協議の中では3年をめどに話し合いを続けていくということでした。その議論の最終的に行き着くところは、包括支援センターを1カ所に統合するという議論でございまして、3年間の中で1カ所に統合することについての話し合いを持つということでした。

今回どうして急にということですが、1カ所に至る一つの経過としてとらえていただければ私はええじゃないろうかというふうに思います。今3センターありましたものが本所に一括ということになりますれば、確かに地域住民の方にとりましては非常に大きな影響があるわけでございまして、それに至る一つの経過的な措置として西部に支援センターを置くということですが、

それと、現在その西部センターのことをございます、私の思いとしましては、大正と十和地域はもともと地域住民の交流も非常に盛んでございまして、それと人口あるいは社会的な条件、生活環境、そういったものも非常に似通った地域でございます。それと、医療・保健・福祉、そういったサービスの点につきましても、診療所を中心としてそれぞれ福祉保健、そういった活動も行っておりますし、現在抱えている課題も非常に似通った地域でございますので、それをあえて2つに分けて考えるよりも1つの地域としてみなして課題の解決に取り組んでいった方がより効率的な面が出てくるのではないかという思いもいたしております。

先ほどの議論の中でも小規模多機能についての町の計画、考え方、対応、それについても早急に取り組んでいかなければならないわけございまして、そういった意味からも包括支援センターをやはり再編して力をつけて西部地域のそういった小規模多機能の展開、そこらあたりも集中した人間の中でいろいろと議論をしてかかわっていくと言った方がいいのではないかという思いがありまして、今回地域包括支援センターの再編ということになったわけございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 今助役の方から説明がありましたが、これ考えてみますと、利は官にありて民にあらずですよ、本当に、これ考えてみたら。この諮問事項の中にも、四万十町の行政改革の答申の中でもう諮問事項の中にちゃんと書かれてありますけれども、その中に住民ニーズを的確に行政運営に反映させるため、地域別や業界別あるいは各種団体において車座談議等を実施し、住民と直接対話する機会の充実を図るとともに、施策の企画、立案段階において広く住民の意見を受け入れ、これを成案に反映していくということが書いてありますけれども、この段階において住民からの意見あるいはこないだの質疑にもあったように民生委員等の意見等も全然反映されてないと。

ですから、どちらかという行政主導の態勢ではないかというふうに私は考えるわけですが、その点はやはりこういう改革をする場合において激変緩和措置をとるという一つの方向性はそこにあったんではないのかなというふうに思いますが、まだ変わったばかりで、まだ1年目あたりにこういうのが出てくるというのは非常に住民にとっては不安を感じるのではないかと。ですから、本来ですとこういう問題はやはり住民の意見を参考にしながら、行政としてはどうしても必要ですよと、そしてその中で今やらなくてはなら

ないということを住民に訴えて、その上で議会の方に提案をされれば非常によかったかなと、私はそう思っております。

ですから、今回の場合は、本当に住民がどう判断をし、これからの行政の中で考えていくか。地域で言いますと、どちらかというと十和がこれはそういう問題が起こる可能性がある。ですから、これは本当は医療、福祉が一体となった取り組みというものをこれまで十和では進めてきたわけですから、医師の意見も参考にしながらこう言いましたけれども、それは医師の意見だけであって、やはり住民の地域の意見というのも参考意見として聴取すべきではなかったかというふうに思います。そういう点では非常に手抜かりの多い今回の条例改正であろうというふうに私は思っておりますが、この中でこれから非常に福祉問題あるいは職員の問題もいろいろあるかと思いますが、こういうやり方でなくして、本来そういう対話の行政といいましょうか、そういうところがやはりこれから必要ではないかと。思いはわかるわけですが、これは事務的なことで、事務事業あるいはそういう中で整理は非常にやりやすいかもわかりません、はっきり言って事務的には。

しかしながら、地域で、今まで1日に1件ぐらいしかないと、そういうのも出ましたが、それは本人もそういう相談をする方ももっとほかの人に相談しているところもあってたびたび相談が少ない場合もあるかも知れません。ですから、年間に十和で270件か280件ぐらいしかないというようなことでありますけれども、実際にはそれ以上あるいは民生委員の方が聞いてそのままになっているのもあるかも知れません。そういう中で、本当にこれからの福祉関係が、例えば看板だけ置いてそしてその中で聞いたものを大正の方へ流してそれで終わりと、まあそっちの方から来ていただくというだけでなく、そういうやり方で今後とも対応ができるのかという私は不安があるわけですが、それで対応できますか。

○議長（味元和義君） 助役高瀬満伸君。

○助役（高瀬満伸君） 相談に対する対応でございますが、現在十和の地域包括支援センターには2名の包括の職員とそれと診療所の理学療法士、これ事業所の届け出上地域包括支援センターの兼務ということになっておりますが、実質上は2名プラス1という職員がおります。2名が西部センターの方へ移動しますとあと1名しか残りませんけれども、そこはちょっと十和の医療福祉センターとも協議をしなければならないわけですが、例えば2階に今保健師がおります。その保健師を1階へ移動することによって、当然保健師はそ

ういった相談等にも、非常に勉強もしておりますし的確に答えることもできるわけですが、そういった保健師とかそういった現場の職員を1階に持ってくることによって、相談とかそういった事例に対しては対応できるがじゃないやろかというふうに思っております。その保健師の判断によって、これはやはり支援センターの方につなげた方がいいということになれば、連絡をとり合って支援センターの方へ事例を回していくといったような態勢をとれば、住民にとっては不便をかけることはないのではないかなあというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 行政の方ではそういう取り組みができると思います。それは確かに改革ですから、そういうふうにやればそれはできるでしょう。

しかしながら、住民の思いはどうでしょうかと、やっぱりそこには改革する前には一定住民の意向調査というものが必要ではないかと。条例でも何でもそうでしょうが、例えば料金を上げるような条例を策定した場合に即それを4月1日からやるのかと、それはやっぱり猶予期間というものが必要ではないかと、料金が上がる場合ですよ。そういう問題と同じことではないかと。ですから、本来ですとこういう問題は地域住民の意見を反映させて、それでなおかつやる場合においては猶予期間をやっぱり持つておくというのが、私は本来の条例の改正ではないかというふうに思っております。

ですから、そこは行政との考え方の違いかも知れませんが、そういうところをやっぱりしてないと、住民に周知徹底する期間というのが必要ですね、はっきり言うて、条例の場合特に。ですから、これは町の憲法ですから、そういうものをやはり住民に周知徹底させるまでの期間というのはそういう中においてしっかりと住民に周知徹底をさすと、そしてその地域にも理解を求めるという手順が私は必要ではないかというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○議長（味元和義君） 助役高瀬満伸君。

○助役（高瀬満伸君） 確かに、今回の再編につきまして住民の方の意見、そこらあたりは聞きながら反映をさせていくということについては手拔かりがあったかもしれません。ただ、今回この条例の承認をしていただきますと、これから西部センターの統合に向けての具体的な準備に入っていくわけですが、システムの統合であるとか、そういったものに期間が必要でして、実質的には5月の中旬あたりということになってきますので、6月1日に事務所を移動するということを前提にしまして、2カ月間の間に住民の方

には周知をしていきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） それで、これ以上の論議をしても一緒だと思いますので、大体それでわかりましたが、次に医師の確保に向けてでございますが、町長の所信表明の中で馬路村から新たな先生が大正町には来られたということで非常に安心をしておるところですが、現在特別会計は2つあるわけで、今現時点で、これはちょっと書き方が悪かったかなというふうに思っておりますが、医師の関係、これまで十和村では自治医科大学から来ていただいております。そういう中で、四万十町としてこれからは特別会計は2つですけれども、四万十町の中における診療所ということになろうかというふうに思います。ですから、長期的に考えて、医師の確保についてはこのまま例えば十和地域は自治医科大から、あるいは大正地域においてはまた違う、あれは高知大かどうかよくわかりませんが、系列が、そういうところからずっとそういう形でやっていくのか、その点についてちょっとお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 助役高瀬満伸君。

○助役（高瀬満伸君） 国保大正診療所と国保の十和診療所でございますが、現在の医師の確保のルートにつきましては、議員さんがおっしゃられましたように、十和につきましては県の僻地医療協議会の方から派遣といいますより県の僻地医療協議会の人事の異動ルートに乗ってこちらの方に送っていただいておりますという状況でございます。それと、大正の診療所につきましては、国保、国民健康保険連合会の方で医学部の学生に対して奨学金を貸与をしておりますが、その奨学金の貸与生を各そういった僻地の診療所に対して送り込むという制度がございまして、その制度に乗かって医師を送っていただいております。

やり方は違うわけでございますが、将来的にもこの方法でずっといかなければならないというふうに思っております。といいますのは、僻地医療協議会につきましては町村へ医師を派遣するという形じゃなくって診療所に医師を送るという考えでございまして、四万十町に2つの診療所があるということで、そこへ医師を送って四万十町の中で自由に医師を配分していくという方向ではありません。ですから、僻地医療協議会は国保の十和診療所の方しか医師を送ることはできんという回答もいただいておりますし、大正の診療所につきましては国民健康保険のそういった制度でローテーションが回ってまいりますので、今のところその2つの方法で特に困ったところはありませんので、将来的にもこの方法で

いきたいというふうに思っております。

それと、特別会計につきましては。今2つの特別会計で処理をしているわけですが……、ということでございます。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 特別会計については余り答弁が、ここでは聞いているわけですが、何かこう関連をしたような感じがして、私見よって、この支援センターもなくなる、そしてまた診療所が2つあると、そういう中でだんだんと地域そのものの、まあそういうことはないとは思いますが、医師関係も含めてこれまで大正診療所においては医師が1名不足しておるので十和の診療所の方から1名派遣をされたというようなこともあって、だんだんと地域のよさといいますか、今までやってきたことが統廃合をされていくような感覚を持ちますので、そういう中で考えたときに、本当にこの診療所体制というのもこの2つの診療所の中でどう対応を今後していくのかということがこれ課題になってくるだろうというふうに思います。特に、この本議会で言うのはいかがなものかと思いますが、医師の確保の問題を含めてもう一つは救助体制、そこのあたりもある程度の違いもあろうかというふうに思います。そういう中で、その違いを特別会計を一つにした場合にこれはおかしいじゃないかという問題も出てこようかというふうに思います。ですから、そういう中で、これからの体制づくりがちゃらんぼらんになっていくんじゃないかなという懸念があったので質問をさせていただきました。そういうことがないということがわかればそれでいいわけですが、将来的にそういう体制でこれからもやっていけるということでよろしいでしょうか。もう一度お答え願います。

○議長（味元和義君） 助役高瀬満伸君。

○助役（高瀬満伸君） はい、将来も2つの診療所が連携し合いながら、今の状況を続けていくという形になっていこうかと思います。

現在、四万十町にはその2つの診療所、それぞれ2名ずつの医師がおります。そのほかにも、子育て支援あるいは介護予防、そういった関係で1名のフリーの医師も置いておまして、その1名のフリーの医師が大正の診療所と十和の診療所の連携調整医にも当たっていただいております。そういった形で今後もその形をとり続けていきたいというふうに思っています。

それと、特別会計ですが、一本化にという質問もございましたが、それぞれの診療所、今別会計でやっておりますが、別会計の方が診療所ごとの収支もわかりますし、それと経

営的な努力というものも出てこようかと思います。それと、診療所が赤字になった場合に、国の方から調整交付金が赤字の補填として入ってくるようになっておりますが、1つの会計にした場合に、例えば1つの診療所は黒字、もう一つが赤字ということになって、総体的に黒字ということになれば調整交付金の対象にならんわけですが、診療所単位で調整交付金がおりにまいますので、会計も別個にしておればそれぞれ赤字の補填分が入ってくるということになって、町の方としても財政的にもその方がいいのではないかというふうに思っています。

以上。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） はい、わかりました。時間がありませんので、次に農業の問題に移らさせていただきます。

けさほど梶原議員の方から非常にレベルの高いウルグアイ・ラウンド対策の関係の方から出てまいりましたので、私は四万十町における問題点としてやらせていただきたいというふうに思います。

この中で、中山間地域における農業経営あるいは平場の農業では当然格差があるけれども、国においては生産条件の格差是正対策が支援策として計画されておりますが、これはけさほど述べたようにげたの部分であろうというふうに思いますので、この部分についてはまあ結構です。答弁は要りません。この生産条件格差是正対策というのが国の方からは示されておりますけれども、一つは問題点は山間地域対策としてこれをどのように考えているのかというところを聞きたかったわけで、非常にこの書き方がまずかったかなというふうに思っておりますが。

一つは、時間がありませんので私の方から先に説明をさせていただきますが、今四万十町の中では非常に農地面積が、宮地議員から言うのと私の資料ではちょっと違うと思っておりますが、水田面積が2,741.9ヘクタールということになっておりますが、その中で旧窪川町が1,819ヘクタール、旧大正町が1,766ヘクタールと、旧十和村が2,055ヘクタールになっております。それで、農家戸数が窪川町が1,929で、大正町が3,447、十和村が6,43と、全体で2,919戸ということになっております。販売実績を見てみますと、農産物の売り上げが、窪川町が60億円、旧大正町は3億6,500万円、そしてまた旧十和村で4億8,000万円です。ですから、これで人数で割って計算をしますと、大体おおよそがわかる、だから1農家当たりの平均の所得、売り上げといい

ますか、これが窪川町では大体300万円ぐらいになりますね、これで計算すると、1農家当たり。大正町では100万円ぐらいですね、十和村では80万円ぐらいになりますね、これ計算したら。

そういう中で、いわゆる格差是正というのはどこにあるかということ、山間地域です、本来に中山間地域における農業所得といわゆる平場の農業の中ではそれだけの差があるということ認識していただきたい。その中で、果たしてこれを、この四万十町の政策として出していくにはどうしていくのかということながです、私の言いたいのは。ですから、その中でこれまでの説明の中での格差是正というのはほとんど対象にならない、この窪川町あるいは全国的にも少ないような対象の中で、昔の農業の関係で言いますと20ヘクタール以上ということで、非常に早いうちにそういうものが示されてきた中で、今回まただんだんと変わってきつつあるわけですが、そういう中でこれからのこの四万十町の農業あるいは林業も含めてになりますけれども、どのようにして地域格差をなくするのかということが大きなこれからの課題だろうというふうに思います。そこら辺はこの生産の売り上げ段階を見てもわかるように、これはJAも頑張らないかんわけですが、行政としてそういうことをやはりしっかりと見きわめた上で対策をとっていくということが、これは大事ではないかというふうに思います。

町長は農業には手厚い今まで補助をしてきたというような答弁がたしかあったと思いますけれども、確かにそうかもわかりません。農業に対してはこれまで補助事業がいろんな形で出てまいりました。しかしながら、その中で国でさえいわゆる条件不利地域に対する所得保障といいますかデカップリングというのが以前から出てまいりまして、それから始まったわけですが、そういう中でやはりもう少し町としての農業に対する振興策といいますか、そういうものをしっかり持っていないと、これは年金農業に変わっていくというふうに私は思っておりますが、そういうことで山間地域対策をどのように考えるか、計画があれば示していただきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） お答えします。

ご質問にありましたように、データ的に見ますと、議員さんがおっしゃられるとおり、かなり地域間格差がもうございます。それにつきましては、私の方も昨年の決算特別委員会におきましても、それぞれ四万十町内におきましても平場と山間地の農業は違うと、何らかの対策も考えていきたいというご答弁も申し上げております。

今現在、町として特に力を入れていきたいなというふうに考えておりますのは、平成12年から始まりました中山間地域等直接支払、これはもともと平場と傾斜地の生産条件の格差を是正するために、急傾斜の場合には2万1,000円ということでやっております。現在、18年度におきましては総額で四万十町で2億1,600万円余りおりるようになっております。大変、山間地域の活性化につながっちゃうというふうに考えております。

ただ、この制度は17年に見直しが行われまして、10割支給と8割支給という2種類になりまして、四万十町では現在協定数124のうち54協定が8割支給ということになっております。これは、急傾斜で言いますと、10アール当たり4,200円減額という形になっておりますので、19年度、集落の代表者のヒアリングのときにはできるだけ8割支給から10割支給への移行なども考えていきたいというふうに考えております。

それと、堀本議員のご質問にもありましたように、鳥獣害対策等の被害によりまして農家や生産者の生産意欲がかなり減少してきているということで、来年度につきましては鳥獣害対策の方も力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。ただ、窪川、大正、十和の地域間格差を是正する対策は今の現時点では持っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 大体わかりましたが、合併してまだ初めての当初予算でなかなかそこらまでいくことが難しいというふうには思いますが、この格差是正をするというのは山間地域におけるいわゆる棚田でやっている農業、そして平場でやっている、窪川町等でやっている農業とはそこに違いがあると。窪川町にも棚田はあるということはお聞きしておりますけれども、そういう中で窪川町で1戸当たりの農家の所有面積というのが大体1.09ヘクタール、1.09ですね。ですから、十和が65アール、大正が64.5アール、ですから倍以上の所有面積を持っておるわけです。ですから、そういう中で同じ環境の中でやっているわけではない。そういう中で、果たしてどういうふうな政策をこれから立てていかなくはないかということがやっぱり四万十町においては課題ではないかなというふうに思います、これは林業と一緒にだというふうに思っておりますが。短期的な収入を得ていく一つの手段として農業がやはり出てくるだろうと。これは毎年のように収入が上がるわけですから、税にも大きく影響をしてくる。

ですから、こういうことはやはりしっかりこれからしていかないと、だんだんとけさほどもいろんな方から出ましたけれども、限界集落が増えてくるのではないかと。ですから、元気のある地域、あるいは法人格を有しながらそういうものをちゃんと確保しているところもあるようですけれども、まだまだ十和地域あるいは大正地域にしては少ないわけです。それはなかなか難しい問題があると。はっきり申し上げて圃場整備率も十和は低いわけで、そういう中でやってるわけですから、全体的に言うとそのあたりに難しい。ですから、本来今回林業課を設置をするような形で取り組んでおりますが、私は高知市がやったように中山間地域対策室そういうことを設けて、本来の農業のあり方、そしてこれからの四万十町の農業の政策というものが議論をされて、その中で長期的な展望に立ったものと短期的な展望に立ったものを両面から出していくというのが私は本来ではないかなというふうに感じておる一人であります。

ですから、私は決して林業課を設置するのも悪いとは言いません。けれども、そういう中には順序もあろうかというふうに思いますが、この場合に特に私は急いでおるのではないかと。結局、農業関係は格差是正をもう受けられる人は少ない、はっきり言うて、国の政策の中でもそういう形で大型農業だけを見ている。小規模の農業についてはほとんどがこれから難しい状況が出てきます、はっきり申し上げて。そういう中で、地域として本来町はどういう役目を果たしていくのかということが、これからの四万十町における大きな課題であろうというふうに思います。

ですから、本来町長さんの一番の第1次産業として、ネックとしてこういう室を設けながらやはりやるのが私は筋ではないかなと。県でも、四万十川に対して四万十川対策室を設けて、各町村ではそういう対策室なんか設けておりませんでした、はっきり言うて住民課が対応しておるといようなことでやっておりましたけれども、そういう思いの中でやってきております。

ですから、そういう中でやはりしっかりと住民に対して本来やっている、ほとんどの方がこれ3,000人近くおるわけですから、その中で生産を上げておると、60億円という、窪川町だけでも60億円あるわけですから。そういう中で、そういう室を設けてでも対応していこうかという考えはございませんか。町長にお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 助役甲把英一君。

○助役（甲把英一君） お答えをいたしたいと思います。

大変切々たる地域の特性を踏まえられたご質問でございました。事務方を預かっておる

者といたしまして、ただいまの議員さんのご意見あるいはその思いということにつきましては、真っ正面からこれを受けとめて対応していかなければならないというふうに思っております。

今日も午前中、さまざまな角度から議論をされましたとおり、が、どちらかといえば国の農政は逆さまになっておりまして、北海道等を中心とした大規模農業経営と外国との条件不利性についての対策は品目横断的経営安定対策ということで、今年度から始まるわけでございますけれども、日本国内における条件不利地域とあるいは都市近郊農業あるいは北海道のような大規模農業との条件不利性を是正するような対策予算というのは残念ながらないように思います。

私も旧窪川町で農業関係に長らく携わってまいりましたけれども、現在ではほとんど国の補助事業で四万十町のような中山間地域で使えるというふうなメニューがなくなってきておるんです。そういう中で、四万十町でも旧窪川町それから旧大正町、旧十和村、先ほど議員さんがさまざまな指標を上げて申されましたとおり地域特性というのがございます。それを踏まえて、均衡ある農業、個性のある農業をどうつくっていくかということが一番課題だと思っておりますが、なかんずくその所有耕作面積が低いわけでございます。また、高齢化も進んでおるわけでございますけれども、高齢者でもやれるような労働集約型といいますか土地生産性の高い作物を導入していくしか平均農家所得を上げていくことは難しいというふうに思います。

次の議員さんもアスパラガス導入等についてのご質問を予定されておるわけですが、菜花は、米と裏作としての菜花ということで二毛作を可能にしておるわけですから、それはそれで大きな意味があるわけでございますが、これからは一つはそういった土地集約型、土地生産性の高い作物を研究、導入をしていく手だてを講じていくということが一つ大事だろうと思っております。

それからもう一つは、やっぱり農林の複合経営ですね、特用林産とそういった土地利用型の作物を取り入れた、その片一方だけでは一人前ではないけれども2つ合わせれば何とか生活が成り立っていけるようなそういう組み合わせ、あるいは十和道の駅への対応として地元の生産対策も今進めておるところでございますが、そういった取り組み、そういったものを複合的に、戦略的に考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

しかし、私が今申し上げましたのは確実な処方せんということではございません。今回、農林水産課から林業振興課を独立させるというもう一方の意味には、その幅広いとこ

ろを所管しておる農林水産課から林業を引き抜くことによってもっと農業に力を入れた専門的な取り組みが、2つの農協等もありますので、その辺あるいは改良普及センターとの連携あるいは地域の農業者、林業家等も含めた形で、戦略的なプランを練り上げていく必要があるだろうというふうに思っておりますが、農林水産課長が申し上げましたとおり、現在こうやればという確実な処方せんは持ってはおりませんけれども、最も重要な取り組みとして19年度何らかの道筋をつけていくような努力はしていきたいというふうに思っております。

(13番酒井祥成君「以上で一般質問を終わります」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) 13番酒井祥成君の一般質問を終わります。

ただいまより2時15分まで休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長(味元和義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番岡峯久雄君の一般質問を許可します。

2番岡峯久雄君。

○2番(岡峯久雄君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして3項目5点について質問をいたします。少々体調が思わしくありませんので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦を願いたいと思います。

まず初めに、質問事項1の簡易水道事業についてですけれども、3月12日の全員協議会で助役より国の簡易水道事業統合計画についての説明をいただきましたが、まだまだ不透明な部分がたくさんございます。私は町民の声を聞きに回ったときに、いろいろと要望等、また疑問に思うことをお聞きしましたので、あえて質問をさせていただきます。

とにかく地球規模での温暖化等異常気象が続いていて、今までの常識では考えられないような環境の変化が起こっております。極端に何十日も雨が降らなかったりすることが多くなりました。水は命でございます。大切なライフラインですので、とにかくほかのいろんな予算の少ない中で大変な予算を組まなければなりませんけれども、やはりそういった意味からも優先的に事業を行っていただけたらと思っております。家の近くに、谷川などに簡単に水が豊富でとれるところは別といいましょうか、別にしても四万十町全体にできるだけ普及をしなくてはならないと考えております。

現在、四万十町の簡易水道普及率はお聞きしましたように、窪川地域が98%、大正地

域 95%、十和地域 73%ということでもありますけれども、とりわけ普及率の低い十和地域についてですが、まず（１）の広瀬簡易水道、これは井崎の柳瀬地区への拡張事業ですけれども、19年度の当初予算要求にもありますように、変更認可設計委託料が含まれております。地域住民の要望を受けて平成20年、21年で事業を行うということを聞いておりましたけれども、計画どおり行えるのか、まず伺います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

柳瀬地区の水道整備につきましては、広瀬簡易水道の維持管理労力の節減とあわせまして、柳瀬地区への拡張工事を17年度に基本計画を作成しまして、19年度に変更認可の申請の予算を計上しているところでございます。これ20年度、21年度にできるかということでございますけれども、前にご説明をしておるようでございますけれども、今後ですが簡易水道の施設整備の国庫補助の取扱要綱が大幅に変更されることが予定されております。今現在詳しいことは明確に示されておられませんけれども、その動向によりまして今後の整備計画を見直さなくてはならないことも予測されますので、今の段階ではちょっと不明瞭なものがございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） その12日に助役の説明の中でいただきました資料の中に、策定期限が平成21年3月ということをお聞きしました。ただ、過日の説明では、その期間中であっても100分の40については国の助成が受けられる確率が高いという説明を私なりに受け取ったわけですが、自分の聞き取り違いでしょうか、確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 助役高瀬満伸君。

○助役（高瀬満伸君） 12日の全員協議会で説明を差し上げたところでございますが、現在国の方は簡易水道の事業につきましては、100分の40の補助率で出しております。

ところが、現在水道の統合計画を各市町村が策定しなければならないというふうに関国の方から指導が来ておりまして、その統合計画に乗らなければ、もし19年度に事業を行って100分の40の補助金をもらっておったとしても、後年度でその補助金を返還しなければならないという事態が出てまいります。19年度の事業からもうその制約を受けると

いうことでございます。

○議長（味元和義君） 助役甲把英一君。

○助役（甲把英一君） ちょっと補足させていただきますけども、この簡易水道のこれからの事業の補助金等の取り扱いが目まぐるしく変化しておりまして、実は昨日も上下水道課の方へ県の方からファクスが入ったわけでございます。

問者おっしゃいましたとおり、過日１２日の全員協議会での水道統合事業計画につきましては、平成２１年度までの３年間に策定すればよいというふうな制度上のご説明を申し上げましたが、実は本年度から昭和簡水の拡張整備改良工事に入る予定をいたしておりまして、その予算についてもお願いをしておるところでございますが、今年度から四万十町、既に事業に手をつけることにいたしておりますので、２１年度までではなしに今年度中に統合計画を立てなさいという新たな指導が参りました。立てるか立てないかということです。立てなかったら、国の補助は拡張分だけしか多分もらえないだろうということでございます。

拡張分を事業費で案分するというよりも、拡張することによってその給水人口が増える分、その分が分子になって新たな給水人口が分母になるというその率でどうも算定をされるようでございまして、我々が当初この話が出てきたときにイメージしておったのはかなりまた違うところが出てくるかなというふうな思いもあります。

実は、今日中に本年度その統合計画を立てるか立てないか返事をせよと。立てるのであれば２０日までに町長の確約書を出せと、それが結局国へ行くわけなんです。昭和簡水については補助事業の申請が国の段階で今申請中ということでございまして、国からの指導が県を通じてあったということでございまして、昨日町長、執行部、担当課等で協議をいたしまして、当然今の選択としては１９年度中に統合計画を立てるという選択しか現時点ではありませんので、そういう返事をするということで今日担当者を県庁の方に行かせております。

今後、この制度変更等が順次固まってきました段階で、またご説明もさせていただきたいと思いますが、統合そのものは平成２９年度ぐらいということでございますので、その間には今四万十町で計画しておる大きな簡水の改良整備工事というのは大体終わる見通しでありますので、その後に統合して料金の統一と。これも段階的にやることもできるようでございまして、まだまだそういった具体的な形があらわれてくるのはかなり先になるということも想定をされますので、そういった別の言い方をすれば経過措置期間内にどうい

う対応をしていくかということが、これからのポイントになってくるのではないかというふうに考えております。

また、この動きにつきましては、閉会中には建設常任委員会等に報告をさせていただいて、またご意見をいただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） そういう策定期限、いろんな目まぐるしく国の考え方が変わりようということで、なかなか対応も大変だと思いますけれども。そういうことになれば独立採算で、とにかく甲把助役が言われましたように、料金のことについても大変今の状態はまづいかんろうということもあるし、大変気になる部分があります。

そのことはまだまだ先、いろんな国のこととか町の策定のこととか含めまして、後になろうかと思えますけれども、とにかくこの柳瀬地域は、どこの集落も同じなんですけれども、高齢化により取水口の管理とか、もちろん人家に引き込んだりパイプのこと、それとやはり管理が困難になりつつあります。

特に、この集落にはこの上に目の不自由な方もおります。それと、さらに四万十トンネルが貫通をして水脈がどうも変わったらしくて——自分にはわかりませんが、そういう話があります——極端に水量が減ったという話もございます。

それと、この地域は特にイノシシ、シカ、有害鳥獣が多いところで、谷をうんと荒らされて取水口がよく詰まるということで、非常にそういうマイナスの要因といいたしましうか、非常に管理のしにくい状態にありますので、とにかく今執行部としてははっきり返事をいただけないようではございますけれども、一年でも早く取り組めるようお願いをしたいと思います。

それから、続きまして質問事項の（2）です。

十川簡水の未普及地域です。小貝地域、戸数にして8戸です。あと白井川横白地区というのがありますけれども、ここへの拡張工事についてですけれども、白井川横白地区は取水口を上流に上げないと簡水ができないわけですが、小貝地区の集落についてはその集落の入り口まで配管がなされております。水量も豊富で、余ってどんどん捨てようような状態もあります。当然のことながら、そこまで本管が入っているのに何とかありませんかというのが切実な声であります。延長する方法はないでしょうか、伺います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

小貝地区につきましては、平成15年度ごろに要望が地域の方から出されておりました、これにつきましてはその当時調査をしております。調査をした結果、高低の問題がございまして、今の簡易水道では小貝地区まで水が上がらないということがございまして、その当時には見送っておる状態でございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） 先ほど助役からの話の中にもありましたけれども、19年度の当初の計画の中に昭和簡水が計画に上がっておりますけれども、場所が違うところなんですけれども、そこは巧みなわざを使って組み込めないのかなと思うがですけれども、またそれができない場合は、町の単独事業でのお考えはないのか伺います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

十川簡水につきましては、昭和45年に設置をしております36年が経過しております。大変老朽化も進んでおまして、この施設の改修ということも出されております。こういう中で今までの制度によりますと、拡張工事を伴うと補助対象になるということがございましたので、この小貝地区を単費なりそういう形で拡張等をしてしまうと、あと補助制度に乗らないということがありましたので、この当時には単費を使うて小貝地区に広めるということまでは話が出ておりませんでした。今この地域の十川簡水そのものの改修も言われておまして、そのほかの近くの未普及地域とあわせて計画としては上げておるところでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） 十川簡水の全体といいましょうか、十川簡水については昨年9月ですか、同僚議員の方から一般質問の中でありました。その耐用年数がもう間近に迫っていることですので、何とか早く先ほどから言いようように、国の統合計画等いろんな部分でなかなかクリアせないかん部分がたくさんあると思いますけれども、冒頭にも言いましたように、とにかく水は命ですんで、早く対応をしていただくようお願いをしておきます。

続きまして、質問事項の2の町道の改良について伺いたいと思います。

381号線の中でも難所であった箇所、川平橋がかかり、四万十町と四万十市を結ぶ四

万十トンネルの仕上がりも間近で、聞くところによりますと6月の中旬ごろの開通予定と聞いております。川平橋の井崎の柳瀬側には橋に上られるアクセス道もついてまして、四万十市、また宇和島方面へ向かう車などの通行量は確実に増え、大井川西土佐線の利用率が上がると予想をされますけれども、広井大橋から川平橋のアクセス道の間でガードレール及びガードロープも全然なくて、非常に危険な箇所が多くあります。早急に、そういう今先ほど言ったようなことを踏まえて整備をするべきだと思いますけれども、改良計画はどのようなのか伺います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

町道大井川西土佐線につきましては、大井川を起点にしまして四万十市の境まで381号線の対岸を走っておるわけですが、議員さんおっしゃられましたように、確かに対岸線、川平橋の開通に伴いまして交通量が増える可能性もあるかと思っておりますけれども、この大井川西土佐線につきましてはこれまで昭和大橋、小野大橋、それから十川大橋、広井大橋、今度開通予定の川平橋、こういうふうな381号線と幹線との連結する部分について重点的に進めてまいりました。

その中で今残っておりますのが、保喜地区と井崎地区と柳瀬地区について人家が集中しておるところと、その幹線との間が残されておまして、これは計画としては上がっておりますけれども、これからの計画しておりますけれども、なかなか今の改良計画の中ですぐにやるというところまでは具体的などころまでは至っておりません。現状で今十和地域の方でも8路線、19年度にやる予定をしておりますけれども、その施工状態を見ながら、町の財政を見ながら計画には入れてまいりたいというふうに考えておるところです。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） 先ほど言いましたように、急ぐ理由があるから自分も地域の代表として質問しゅうわけです。

1つ違う観点からちょっと質問をしたいと思っておりますけれども、質問事項の1で広瀬簡水の柳瀬地区のへの拡張についてをお聞きしましたけれども、当然その簡水をやるとなると配管は町道へ埋設をすると思われましますけれども、同じ事業ではほかのもだと思っておりますけれども、厳しい予算の中ですから、何かそこをうまく効率よく事業成果を上げるためにも、そういう簡水の配管といいましょうか、埋設を含め町道改良を並行して、素人考えですけどできたらいいなあと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか、伺います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

水道事業につきましては、先ほど申し上げましたように、国の動向など不明確な部分があるということが出ておるわけですが、財政的な問題とか時期的なすり合わせが困難な場合も考えられますけれども、同一地区で複数の事業を進める場合につきましては、横の連絡を密にしないと二重に財政負担がかかる場合なども考えられますので、その配慮は十分にしていまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 答弁をいただきました。現場をしっかりと調査をし、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、町道改良の（2）の里川線の改良ですが、この地域には一本道で進入をして集落を1周すると、その道を帰るしかなくて迂回路のない地域であります。非常に危険な箇所があることはもうご存じだと思いますけれども、自分も行って見たわけですが、本当ぞっとするようなところがあります。ガードレールもガードロープももちろんありません。そこはもちろん集落の住民もですが、将来を担う子供たちの通学のバスも通っております。

19年度の当初予算の資料にも、平成21年以降を含めということで改良事業計画が上がっておりますけれども、あの予算であそこの里川線の改良、なかなか難しいようないやろかとも思いますけれども、あの予算の組み方で大丈夫なんでしょうか、伺います。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） お答えをいたします。

町道里川線につきましては総延長が2.5キロありまして、未改良区間が1.5キロメートルあります。その中で平成17年度から21年度までの間に600メートルの改良計画を立てまして、19年度は150メートルをもう計画しておるわけですが、まだ残りが370メートル、これでもまだ21年度までやってもすべての区間ができるというわけではございませんので、これにつきましては今後の状況を見ながらまた計画を立ててまいりたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 課長、改めてお聞きしますが、非常に危険な箇所はご存じで

すよね。

(十和総合支所産業建設課長岡本順一君「はい」と呼ぶ)

大変な工事に、お話をちょっとしたときもなろうかと思えますけれども、現在の技術ではいろんな工法が考えられると思いますので、先ほどお答えをいただいたようなことも含め、その一番危険な箇所というか、を特に頭に入れていただいて、今後できるだけ早くそういう工法の選択も含め、改良するようにお願いをしておきます。

続きまして、質問事項の3の農業振興について伺います。

現在の農業を取り巻く情勢から考えると、なかなか新規の振興作物が見出せない状況にありますけれども、四万十町ではグリーンアスパラガスへの取り組みが始まっております。軽量のため高齢者でも取り組みやすいことと思うし、また窪川地域には養豚とか含め豊富な堆肥もございます。アスパラガスについては、特に堆肥の最初が必要ということを知っておりますし、そういう点から循環型のことを考えても、我が町にはうってつけの作物ではないかと考えられます。

そこで、現在の四万十町での作付の状況や今後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） グリーンアスパラガスについてでございますが、現在の作付状況についてでございます。

J Aしまんと管内では、雨よけハウスで20アールで5戸、露地栽培が60アールで11戸となっております。また、ほかにも窪川地域で露地、それから大正の江師のハウスでアスパラガスを栽培しゅう事業者がいるというふうに聞いておりますが、栽培面積等状況についてはちょっと把握しておりません。J Aしまんと管内では来年度雨よけハウスで20アール、3戸が現在計画中でございます。

現在の状況ですが、県内の量販店の方に定期的に出荷をしております。産地のアピールにも努めているところでございまして、価格につきましては佐賀県が先進地でございますが、そこではキロ当たり1,000円、高いときには1,200円というような状況もあるようでございますが、現在J Aしまんとで出荷しておりますのは、キロ当たり800円ということで取引をされているということでございます。

今後は栽培面積を増やしていくと、それから安定出荷をしていくということが今後つながれば、単価的にも期待できる作物ではないかというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） グリーンアスパラガスについては、ちょっと資料をいただいた中では、播種をしたり育苗したりは毎年は要らないわけですし、何か5年から6年、私もつくっておりませんので、農家といえども本当の素人ですんでわかりませんが、5年ないし7年は引き続き収穫できると聞いております。

そういう観点からも、管理については想像ですけれども、ある一定は楽なのかなというふうにも思います。そういう課長は振興に向ける思いを持っておられるし、自分もこういうあえて一般質問に上げらせていただいたのは、先ほど言ったような理由があります。

昨年9月に私の一般質問の中で、課長の答弁で高南地域と大正、十和地域の営農連絡協議会ですか、地域性に基つき作物振興部会等で振興策を図っていくとのことでしたけれども、グリーンアスパラガスについてはそのテーブルに上がっているのかというのが1点と、また今後の振興をしていく上で行政として支援をどう考えているのか伺います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） グリーンアスパラガスにつきましては、基本的には永年作物ということでございまして、永年でございますのでずっとでございますが、ただ七、八年過ぎますと、ある一定収量が減ってくるということで植えかえをするというふうに聞いております。議員さんおっしゃられましたように、堆肥の施用や高齢者で取り組めるという作物でございます。課題としましては、作付した1年目は収穫ができんという課題はございます。出荷は2年目からということになりますので、そこらあたりは課題じゃないかと考えております。肥培管理を十分に行いましたら、佐賀県の例によりますと10アールあたり5トンという収量ということでございますので、肥培管理の状況にもよりますが2トンから5トン、平均でも3トンは優に超えるというふうに聞いておりまして、現在栽培している農家、それから大正、十和地域の農家とも連携をとりまして、先進地の視察など視野に入れながらブランド化を図りたいと。

それと、ご質問の大正、十和地域の営農協議会の作物振興部会の中では、今現在のところはグリーンアスパラガスは入っておりません。それで、今現在そちらの方で検討、それから高南普及所の方もございますが、一応大正、十和地域ではイチゴ農家への支援、それからユズの貯蔵、それから新規作物としてはサラダゴボウなどを計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） ぜひ四万十町のブランドとなるように、行政としても支援をしていただきたいと思います。

当初の予算では上がっておりませんが、関係機関とも連絡をとりながら、生産を希望する農家を調査しながら補正を含め振興につなげていただきたいと思います。

また、アスパラガスには限りませんが、合併をして2つのJA、しまんとと高知はたがありますが、四万十町としても先ほど課長も言われましたように、作物のブランド化を図る上でも、また行政の支援においても変に気を使ったりとか、何かまとまりにくい点があるように私は感じをしております。

そこで、やはり効率よく同じ行政下ですので、町民にとっては、事業展開ができるように両JA、あと高知はたにおいては特に大正と十和支所ということになろうかと思いますけれども、そういう両JAに対して四万十町として連携をとるのに調整役として入るべきじゃないかとも思いますけれども、その点については対応していくお考えがあるのかないのか伺います。

○議長（味元和義君） 渡部農林水産課長。

○農林水産課長（渡部 睦君） 当初予算におきまして、目に見えるところでは予算計上はしておりませんが、認定農業者連絡協議会というのが窪川地区とそれから十和地区にございます。大正地区にはそういう組織が、連絡協議会という組織はないというふうに聞いております。四万十町としまして認定農業者の連絡協議会を立ち上げまして、認定農業者なりの連携を深めていきたいということで、来年度視察研修費補助として70万円も計上させていただいておるところでございます。

それで、まず私どもも農林水産課としまして、農業振興を図っていく上でも、それからブランド化、四万十町としてせっかく合併して四万十町になってブランド化を図っていく上でも、農協が2つあるというのはいろんな意味で課題になっているというふうに思います。それぞれ得意な分野もございますし、十和で言いましたら菜花、ユズ等もございますし、それからJAしまんとにしてみましたらニラとかそういうのもございます。

どうしても1つの作物を振興していきたいということになりますと、JAしまんととJA高知はたとの連携がどうしても欠かせんと、四万十町のブランドとして売っていく、頑張っていくには、どうしても連携が必要やということで、農林水産課としましては、それぞれ両農協の連携の橋渡しの方をぜひやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 土台は農家です。将来組合員がどういうふうを考えていくか、まだ自分にもわかりません、自分も組合員の 1 人ですけれども。

そういう中で、今やはり四万十町として合併して、町長の言われる第 1 次産業をとにかく精いっぱいやるという考え方の中ですので、課長から答弁いただきましたけれども、両 J A が連携ができて物が動きブランド化されていくことを楽しみにしたいと思っております。

議長、ちょっとお聞きしたいがですけれども、聞いていいがですかね、議長にも。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 5 7 分 再開

○議長（味元和義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番岡峯久雄君、質問を続けてください。

○2 番（岡峯久雄君） ありがとうございます。

この質問は、質問といいいましょうか、将来に向けての四万十町の農業に対する考え方といいいましょうか、農業だけには限りませんけれども、まだ細かくは考えてませんが自分の提案がちょっとありますので、答弁がなければもう結構です、急なことです。ただ、答弁があれば町長にお願いをしたいと思います。

町長はいそ釣りが趣味ということで、私も唯一の趣味が町長と同じであります。四万十町は町長が船頭で、前田渡船は強風波浪注意報が出て船を出さないかんときもあらうかと思えます。とにかく波をかぶって船のへりにしがみついても、町民はその船に乗って一緒に何とか乗り切らにゃいかんということですよね。

ちょっと表現がおかしいかもしれませんが、19 年度の当初予算でも昨年より 6 億円強の減の提案となっております。だから金の取れる仕組みがいろいろと要るかと思えます。そこに、役割が要ると私は思います。その役割なんですけれども、四万十町を——これはもちろん J A の扱いの品目も含めてです——丸ごと宣伝をし、売っていくような営業マンをつくってはどうか。

というのは、馬路が農協の職員さんでしたけれども、東谷さんという方が大変そういうようなパワーのある方で、いろんな営業をかねてああいふことになりました。余談ですけども、あそこのギフトにうちのお茶を入れてもらっていたこともあります。そん

ないろんな人と人とのつながりも含めあると思いますけれども、所信表明の中に総合戦略本部の設置というのが上げておられますけれども、例えばこういう考え、自分の今単純に言ったことについては、その中に考え方として組み込んでいただけるのかなというのがあります。

まだ、それこそちはもち屋って話がありますけれども、例えば今、県の派遣職員がいろいろ頑張ってもらってはおります。県とのパイプ役もする中でもといっても、やはり彼らも県の職員ですよ。前田町長もかつては県職だったと聞いておりますけれども、いろんな事業をとりに行くにもそんな簡単なもんじゃないというのは自分もそこは百も承知ではあります。

ただ、自分は今まで県にもいろんなアピールをして、県の職員もそこそこも知っておりますけれども、昼間県庁に行ってもなかなか難しい顔をされて、何かもうこっちは緊張ばっかりして半分も物も言えんような、何かお偉いさんとも話もさせてもらうこともあります。が、やはり太陽が沈んだころになってグラスを片手にする機会ができれば、いろんな情報をくれることもあります。

だから、時間がないので、一々一つ一つそういう説明はしませんけれども、そういったことも含めて物を売ることと、事業をとってくることを含めて、そういう四万十町の営業を、営業マンといいたまいますか、名前はわかりませんが、そういうふうな例えば職員がするのか、嘱託でだれかにやらせるのかとか、そんなことは後の問題として、とにかく物も金も人が動かすわけですから、こういうふうな四万十町を売る、また仕事をとってくる、そういったもう何もかも含めた、ある意味フリーに動かすような営業マン、そういうポジションを置くっていうのは町長はどう思われますか。答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 農業振興の関連ということでの質問でございましたが、具体的にはグリーンアスparaの振興についてということで限定をされておりましたので、こういう質問があらうとはよもや思っておりませんでした。

（2番岡峯久雄君「すいません」と呼ぶ）

それと、町長を船頭に例えての話がありましたが、お客は町民だと、波の荒い日があつてさらされることもあるけれども、町民は船にしがみついちよらんといかんという話がありましたが、私が船頭であればそういう危険を伴うときには船出はしない。安全第一に操

船をしたいというふうに思っております。

ところで、農業にしるその他のことも含めてもう少し金の取れる仕事、役割の仕組みづくり、そのキーマンとといいますか、としての宣伝マンを置いてはどうかということでございますが、これまでもこの種のご提案はいただいていた経過もございます。ただ、私は基本的には生産組織であるとか、そういうところでそういう外向けて売り込みをやるような人材育成をしてやってもらうのがいいのではないかなあというふうに思ってます。町長としても、あるいは町の職員としても、それはできるだけ販路拡大をして売れるようなその努力というのはやらんといかんというふうに思ってます。

馬路村の村長がいつも材木、材を活用してつくったかばんを提げて売り込みをやってますが、私もそういう役割も今後やっていかんといかんというふうには思ってますが、できれば農協なりそういうところで専従の宣伝マンをつくっていただく、その方がもっとより効果的な事業展開ができるのではないかなあというふうに感想としては持っております。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） 先ほどお断りをしましたように、質問の要旨に入れておりませんでしたので、これ以上質問はいたしません。

もちはもち屋ということはわかりますし、ただJAの話が出ましたがJAも大変経営も厳しくて、なかなかそういう営業マンを、営農の部分は一所懸命やってくれてますが、そういう営業を専門的にというのはなかなか難しいんじゃないかと思えますけれども、この件につきましては何か思いつきで物を言ったようになって申しわけないですけども、それは自分としては僕は必要じゃないのかなと。これは今日自分が説明させていただいた分以外でももちろんそれは全体ですから、林業のことも何もかも全部含めての事業等のことであります。

今度、釣りに行く機会でもございましたら、海を眺めてゆっくりとまた町長お考えをいただきたいと思います。ただ、余分なことまで言いまして申しわけございませんでした。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君の一般質問を終わります。

ただいまより3時25分まで休憩します。

午後3時08分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 1 番牧野利恵子君の一般質問を許可します。

○2 1 番（牧野利恵子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず最初に、1 9 年度予算における町長の政治姿勢についてということで、今回は全般的に質問をいたしたいと思います。

1 9 年度予算は本当に産みの苦しみを味わったと、そういうふうな表現が執行部の方もされるのではないかと思います。合併当初は3 町村それぞれの行政手法も異なり、町長を初め執行部、職員の皆さんにおかれては住民への理解を得るための説明及び地域間格差の調整など、大変なご苦労があったことと思われま。

激変緩和ということで、1 8 年度予算は旧町村のそのままの事業を引き継ぐような形で、新町としての独自性、また合併の効果が見出せなかったのは残念であったと思いますが、合併1 年を経過した1 9 年度予算は継続事業の見直し及び事業の精査ができた予算編成となったのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

基金5 億2, 9 0 0 万円の取り崩し、団体助成金カット、職員給料カットなど、そのような苦しい中で重点的に予算配分をしたというところはどこでございましょうか。まず、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 率直に申し上げまして、1 9 年度予算編成に当たっては、まさに産みの苦しみを味わったという感じを持っております。

合併前からの継続事業というのもまだまだたくさんある中で、それについては予算を削る策ということは実質できないという中で、どういうバランスのとれた予算をつくり上げていくか。その一環としてご提案申し上げております職員のカット等も、財源確保の一環として講じようとしておるわけでもございますけれども、総じて新町建設計画に基づく1 9 年度予算については、その基盤、足がかりをつくりたい、そういう思いで取り組んでまいりましたが、総枠厳しい財政状況のもとで芽を育てるといいますか、正直言ってそういう理屈づけをするには至ってないというのが正直なところでございます。

何を重点にしたかということでございますが、正直申し上げましていささか重点づけ、焦点づけという結果であろうと思っておりますけれども、要するに現に行ってる事務事業、これはいずれも住民福祉なりサービスを確保していく上で必要欠くべからざるものでございまして、できるだけそれは崩さない、そういうことを念頭に、できるだけ均衡のとれたバ

ランスのとれた予算配分には配慮をしたつもりでございますが、やはりそういった中においても引き続き基幹産業である農林漁業の振興、それらについてはかなり重点的な予算配分ができたのではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 本当に町長が正直に答弁をされたというか、焦点ぼけというところで。特徴がないといえないというところで、その中でも農林業の振興ということを言われましたが、その前に町長は3月8日付けの高知新聞のところには団体助成金カットなど町民にも痛みを強いる内容になったとあります。その点は、住民福祉サービスを低下させることのないようにとどめたというふうに言われておりますが、ただ一律に私は団体助成金のカットや職員の給料カットなどを行う前に、さらに事業の精査や工夫ができなかったものかということを知りたいのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） どなたかのご質問にもお答えしたかと思いますが、行政改革への取り組みというのはこのたび行政改革推進委員会からの答申もいただきまして、これをもとに今後具体的に実行に移すことになっておりますけれども、何もそれを待つまでもなく、できる内部改革というのはやらなければならないし、今回もこれはやってきたつもりでございます。

予算の関連で言えば、問者おっしゃるように、団体補助金のカットということも一つ、それからさまざまな事務事業についても相当大幅な洗い直しをしております。また、投資的な経費といいますか、今、今度の予算の中では継続事業が依然大きいウエートを占める等のこともありまして、予算全体からいえば投資的経費がたしか20億円、19%のウエートを占めておるといふふうに思いますが、これらについても続々予算要求段階では新規事業が上がってきておりました。しかし、これは今の財政状況の中で即すべてを予算化をするということは到底不可能でありますし、思い切った事業の中止あるいは先送りということも相当切り込んでやったつもりでございます。

そういうことで、予算編成に向けてできる内部改革といいますか、町民に結果痛みを強いる側面も多々あらわれておりますけれども、そういう努力は相当やったつもりでございます。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 町長は行政改革への取り組みということで、相当厳しい内部

等への取り組みを行ったということで、まずそれが町長の基本姿勢だと思いますので、次の林業振興、この予算に見る林業振興ということで質問をいたしたいと思います。

昨年に引き続き、私は産業常任委員会に所属し、旧大正町の林業政策の現場を勉強する機会もあり、素人ではございますが林業振興の重要性を実感するようになりました。

今後の四万十町において、林業振興施策は重要であるということを認識をしております。しかし、問題となるのは新しい課が増えるということであり、町長の所信表明にある簡素で効率的な役場に反するのではないかということです。３月１日付けで出された四万十町の行財政改革についての答申の中にも、組織機構の再構築についての改革委員の附帯意見として課の統合が記述されております。林業振興課を新設しなくても、従来の農林水産課として農業、林業、水産の部門ごとに力を注ぐことも可能であったのではないのでしょうか。あえて行革の流れに逆行する提案をされたことについて、町長は恐らく林業振興への並々ならぬ決意というものがあると思いますが、その決意についてをお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） お答えを申し上げたいと思いますが、これまでもたびたび申し上げてきたところでございますが、ご案内のとおり本町の林野面積につきましては約５万６，０００ヘクタール、町域の約８７％を占めておりまして、将来的には全国有数の林業地域となる可能性を有しておるというふうに確信をしております。

そのうち町が管理する林野につきましては約２，５６５ヘクタールでございまして、全林野面積の４．６％を占めておりまして、町有林の推定蓄積量は約５５万６，０００立方メートルに達して、毎年相当数の森林蓄積の増加が期待できる状況にございます。

森林の造成には極めて長い時間を要します。本町の森林は成長した森林を生かす時代、眠れる資源を生かす時代を迎えております。森林を生かすということは、林産物を生産しつつ公益的機能も十分に発揮させるとともに、森林の持つ多様な機能を多面的に利用していくということにほかならないと思います。

本町の人工林は、利用可能な林齢の面積が増加をしているにもかかわらず、木材として利用される経済的な条件整備ができていないこと、つまり森林が木材として換金化できるシステムが確立をされていないことが間伐のおくれの原因となり、森林整備への再投資を鈍らせ公益的機能の発揮にもマイナスの域を大勢しております。

したがって、経済行為としての林業を成り立たさなくては、これからの地域の活性

化はあり得ませんし、地域間格差の縮小もないというふうに考えております。現に林業関係者からも林業をなりわいとして成り立つようなそういう推進体制をつくってほしい、そういう切実なお声もいただいております。

また、歴史と伝統を誇るシイタケ産業を主役とする特用林産の復活なくして、これもまた中山間地域の活性化もないと、そういう思いを強く持っております。幸い本町には四万十式の高密度林内作業路網整備という革新技术によりまして、低コスト、効率生産システムがございまして、次世代へ森林を生かし続けるための森林管理の技術的、経営的な基盤が整いつつあります。

また、特用林産等森林資源を生かした森業、山業の再生と創出の潜在的な可能性というものも高くなってきておると認識をいたしています。さらに、広大な町有林を町民共有の財産である町民の森林として、多様な利用とともに簡素で効率的な管理経営体制を確立することによりまして、持続的に一定の収入を得ることも可能な状況にございます。加えまして、町有林等をステージとしたふるさとの森づくり事業でありますとか、環境先進企業との共同の森づくり事業などの取り組みの進展は町有林の適正な整備及び保全にとどまらず、森林の持つ多面的機能を活用したグリーンツーリズムによる地域経済のさらなる発展の可能性も芽生えてきております。

こうした基本認識を踏まえまして、本町の森林及び林業に関する施策についての基本的な方針を確立をして、それに基づく着実な取り組みを推進する必要がありますことから、森林整備、林業振興、特用林産振興及び町有林の効率的な管理運営体制を強化するために、林業行政及び町有林事業に係る厳正組織の再編成を行おうとするものでございます。もちろん林業振興課の設置に伴いまして、新たな職員増、あるいは管理職の増、及び組織運営経費の増をもたらすことにはならないように対処してまいります。

つきましては、将来を見通して全町、全体、そして中山間地域の活性化を図る有効な切り札として、山で暮らしが成り立つようなまちづくり、山で暮らしを助けるまちづくりを実現するためにその道筋をつけたい、そういう強い思いで林業振興課の設置を計画をしたところでございまして、ぜひともその思いを酌み取っていただきまして、林業振興課の設置についてご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 先ほど町長が高密度作業路ということで、これが非常に全国的にも注目されている。四万十町の広報でも3月号では各地域から林業振興を目指してい

るということで、秋田県から鹿児島県、林業事業体8人が町有林の作業路の研修に来たと、そういう記事も載っておりますし、この四万十町の林業という冊子も私も勉強させていただいたのですが、この中にある町有林の作業路というのは確かに目をみはるものがあります。

そして、ここに書かれておりますように、作業路がなければ木材は換金できないということで、林業経営に低コストの道をつけていく。これまでの行政の枠を超えた行動力というのは確かに説得力があると思います。しかし、ただ、今町長が、執行部がそれだけの意気込みを見せて林業振興ということに力を入れているということですが、ただ今回陳情の方で、今議会に窪川、大正、十和の森林組合より林業事業の発注の陳情も出ていたりして、そのことについてこれだけ重要な線である産業振興のための重要な戦略として位置づけるということだと思いますが、それであればなおさらのこと、これまでに林業事業者や、あるいは議会とも十分な議論や話し合いをすべきではなかったか、いささか少し勇み足ではなかったかという感がいたします。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 助役甲把英一君。

○助役（甲把英一君） ただいまのご質問につきましては、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

結論から申し上げまして、問者おっしゃるとおりであったと反省をし、またこの過程において種々の教訓を酌み取ったところでございます。ただ、事務方といたしまして、次のような短絡的考え、独善的考えと言われるかもしれませんが、判断と選択を行いました。

1つ目には、旧大正町で確立をしてきた現在の四万十方式、低コスト作業システムの定着による適切な町有林管理とその過程での林業技術者の育成、確保という行政課題に対応していくためには、旧大正町から引き継いだ地方公務員法に抵触する臨時職員の継続的雇用形態、つまり町の直営作業班を持つやり方を改める必要があったこと。その場合、森林組合等へはこの作業班の移行というものは難しいのではないかというふうに判断をしたこと。

2つ目には、窪川地域、十和地域の町有林をフィールドとして、低コスト作業システムによる森林整備モデルの実証展示林を早期かつ低額の予算で整備したかったこと。

3つ目には、四万十方式の普及が日本林業再生のかぎと位置づけております林野庁、本町との連携のもとに全国へ情報発信し、本町へ研修に来てもらうためには常套密接な連携

が図れる地域振興公社に一定期間、大正時代に抱えてきた作業班を移すことが、合理的、効率的であり、その後に民間へ技術や技術者を移転していくことが望ましいと判断したと。

4つ目には、協働の森づくり事業や森林整備林業と商工観光の連携によるグリーンツーリズムや木質バイオマス利用等の推進など、すそ野の広い森林産業ともいえるべき新産業興しにつなげていくためには、森林組合、農協、商工会の代表者が理事についております地域振興公社において、その基礎づくりを行う期間が必要であるというふうに判断したと。

最後でございます5つ目ですが、ふるさとの森オーナー事業の償還資金を収益可能な町有林から計画的に低コストで造成していきたいと考えたこと等によりまして、地域振興公社の理事会で検討していただいた上で、公社への委託を準備をしてきたという経過でございます。

今回、議会の皆様のご意見により、19年度に事業を計画している町有林を事業区域とする窪川町森林組合と協議しました結果、町の考え方や森林整備の方向性をご理解していただいた上で、一緒にやりましょうとの返事をいただきました。今後は今回の経過を教訓にしまして、関係団体等との事前調整に遺憾なきを期するように努めていきたいと考えております。

なお、新年度には、産業経済団体とで産業振興連絡会議を設置することといたしておりますので、産業振興と雇用拡大に向けて行政と産業団体が車の両輪として、一体的に役割を果たしていくように努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 助役からは5点の項目について詳しく説明を受けました。

今となったというところでございますが、この陳情が出たということは非常に森林組合等も危機感を持った。今後、産業経済団体等とは十分な話し合い、打ち合わせもしていただかなければならないと思います。その点については、行政は指導的な立場で回っていただき、よりよい森林事業というものを行っていただきたいのですが。

この前に私も合併協議会の委員会に出た折に、大正町には町有林管理条例というものがある。四万十町となったときには、ぜひその四万十町町有林育成管理条例というものを引き継いでやっていきたいということで、3月20日付けで四万十町町有林管理育成条例というものができておりますが、その第3条に、町長は経営計画を定めて町有林の経営を行

うものとすると思いますが、先ほど助役、町長が述べられたさまざまな林業に関する今後の見通し等について経営計画ができているのか。その計画の中で林業振興なるものを推進していかなければならないと思いますが、その点できているかどうかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 助役甲把英一君。

○助役（甲把英一君） 問者おっしゃいますように、新町では旧大正町の町有林管理育成条例をベースといたしまして、旧窪川町、旧十和村にはなかった条例でございますけれども、新町の条例として職務執行者の専決処分により制定をいたしておるところでございます。

それには、管理経営計画というものを町長が定めることになっておりますが、実はこの1年間、取り組みそのものはよういたしております。もともと森林法でそれぞれ森林施業計画というのを策定する必要があったわけでありまして、これも旧大正町は施業計画は持っておりましたが、旧窪川町と旧十和村は持っていないというかなりの格差といいますか、温度差がございました。

新町の場合には、さまざまな町公造林でありますとか、分収造林でありますとか、あるいは旧大正町に引き継いだ悠久の森、100年の森、2001年の森、そういったそれぞれの役割を持った森の設定等も行われておりまして、今後町有林管理経営計画というものをやっぱりしっかりとしたものを早く立てて、議会にもその案をお示しし、それから町民の方にも、こういうことで町民の共有財産である町有林を公益的機能を果たしながら、経済的な収益も上げていくんだといったことを早い時期に指し示す必要があろうというふうに思っております。

そういう点からもやっぱり林業行政の機能強化ということは一つは必要だというふうにも言えようかと思っております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 私も旧3町村地区の森林組合の組合長さんと話をさせていただいたときに、それぞれの取り組みの仕方が違うということで、それは今までの山への町村の取り組みが違ってきまして、その整備を、管理計画の方をその方を先にすべきではなかったかという思いがいたしますので、それはぜひ着手をしていただきたいと思います。

しかし、一つは既に18年度の事業では旧窪川町内の町有林に四万十町、この林道的方式をその手法を広げているように思われますが、18年度事業で整備した町有林について

の事業量をお答えいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 田辺商工観光課長。

○商工観光課長（田辺由喜男君） お答えしたいと思います。

18年度につきましては、18年10月から町有林を整備をしまいいりました。事業は環境先進企業さんとの協働の森づくり事業ということで、立目新山の18ヘクタールに2,000メートルの作業路網を開設しまして、現在若干残ってますが今間伐を行っています。

それから、家地川の町有林におきまして、作業路網の開設等、間伐等、一部群状択伐を現在行っております。経費につきましては、まだ精算等ができておりませんので、わかってはおりません。施業は立目新山と羽立川ですか、町有林を整備しております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それは択伐等も行っているということですが、収入ということでは、収益という、どうですか。

○議長（味元和義君） 田辺商工観光課長。

○商工観光課長（田辺由喜男君） 作業員さんの賃金と燃料代とか機械の経費等とかすべて立木の売払収入で賄っております。出納室の方に市場から市の売り上げが入ってくるようなシステムでしております。現在16日が月1回の市ですので、2月16日、3月16日というふうに16日の市にかけております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それでは、19年度予算でお伺いしたいと思います。

町有林管理事業委託料として3,632万1,000円を予算計上されておりますが、先ほど答えられましたが、どのような形で森林組合に委託をされたのか。また、委託料のうち先ほどの田辺課長のお答えの中にも立木の売り払いで賃金等を賄っているというふうにおっしゃいましたが、委託料、立木売り払いの収入を財源としておりますが、今後整備が必要とされる町有林は、これからまた計画しているところですが、何ヘクタールなのか。森林保全の意味からも100年や200年後の森づくりは重要であると思いますが、これをずっと継続して収入間伐でやっていけるかどうかということについてお伺いします。

○議長（味元和義君） 田辺商工観光課長。

○商工観光課長（田辺由喜男君） ちなみに17年度の経費については出てますので、ご

報告させていただきたいと思います。

17年度の経費につきましては、歳出で賃金が1,910万2,836円、それから需用費が403万3,581円、役務費が106万8,561円、使用料及び賃借料が748万4,201円、備品購入費が9万6,810円の計3,178万5,989円が支出されております。

それにつきまして、収入につきましては立木の売払収入が1,902万6,964円、それと森林作業に伴います補助金がありまして、間伐材の搬出に伴う補助金が536万9,000円、それと作業道開設に伴う補助金が1,075万7,000円で、合計で収入は3,515万2,964円というふうになっております。それを行いまして約80ヘクタールの森林整備が進んでおります。四万十町全体の町有林の面積は大体約2,500ヘクタールですが、その面積を考えていきました場合に、大体1年間に100ヘクタール整備をしても、作業路網の開設と間伐をしてもかなりの仕事といえますか、仕事量がずっとあります。

ちなみに民有林の場合でしたら、四万十町の場合、民有林で大体4,100キロメートルの作業路網が必要になってまいりますし、国有林では2,400キロメートル、さらに町有林で300キロメートルという膨大な作業路網が開設されないと、林業振興が図られないととらえております。仮に6,800キロメートルぐらいありますので、1年100キロメートル開設しても68年間かかるがじゃないかなと思ってますので、早急な森林整備に取り組んでまいりたいと思ってます。

まず、町有林でいろいろなステージをつくりまして、森林所有者さんに判断をしていただき、民有林の林業振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 民有林へもぜひこれをやっていくということですが、町の保有する技術とか、情報というのは一つの財産だと思います。その財産は町民のものであると思いますので、広く町民に提供していただきたいと思いますが、その積極的な働きかけというのを今後どのようにしていけますか。

○議長（味元和義君） 田辺商工観光課長。

○商工観光課長（田辺由喜男君） ちょっと答弁が抜かってました。

平成19年度の予算書に計上してます経費につきまして先に答弁させていただきたいと思います。

立木の売払収入をヒノキを2, 740立方掛ける平均単価1万4, 000円で計上しております。杉につきましては、500立方メートル掛ける7, 000円という単価で計上させていただきまして、立木の売り上げが4, 190万円と補助金の収入を1, 494万4, 800円という数字を予算上には計上させてもらっております。

それと、今後においてどういう形で四万十式の作業路を普及していくのかというご質問でございますが、まず森林組合さんや森林所有者を対象に研修会等を催していきたいと思っております。現在の計画ではさきにも答えさせていただきましたが、2カ月に1回程度1週間ぐらいの研修を町内外向けに開催してまいりたいと思うことと別に、またいつでもご要望があれば森林所有者の方に出向き、いろいろな作業システムを検討して普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（味元和義君） 助役甲把英一君。

○助役（甲把英一君） 今、田辺課長の方から答弁を差し上げましたが、私の方も昨日窪川町森林組合長、それから業務課長とお会いをいたしまして、今後の取り組みについて話をさせていただき、また26日に窪川町森林組合の理事さんが家地川の現在作業路網開設中の林分について視察を行い、後理事会も開いていただけるということになっておりますので、そのことについて少しご報告をさせていただきます。

実は、予算に上げております委託料に相当する町有林の作業予定地は南川口——旧窪川町の川口と秋丸地区で約80ヘクタールを予定をいたしております。大正町の森林組合には一定この四万十方式の技術が移転をされておるわけですが、窪川町森林組合は全く今回が初めての取り組みになるわけございまして、7人のこれまでの直営作業班についても、当面森林組合の方で特別作業班という形で引き取っていただくことになっておりますので、森林組合の作業員とともに実際のこの80ヘクタールの森林整備を行いながら、技術の普及、定着、あるいはなお一層の技術革新へ向けての取り組みといったようなことを進めていきたいし、またそういう期待を森林組合側も持つておるということでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） これまでの話は山林がお金になるということでございましたが、町の林業振興と環境問題ということを考えたときに、その他の民有地で今放置山林ということがあると思います、もう本当換金もできないような。そういう環境問題の場合に

民有地の放置山林の対策というものは、これはもう本当に緊急を要しているのではないかと思います、この対策についてはどうお考えでしょうか。

○議長（味元和義君） 田辺商工観光課長。

○商工観光課長（田辺由喜男君） 放置森林につきましてですが、なぜ放置森林になったかといいましたら、さまざまな要因があると思います。

まず、木材が換金できない、お金にならない、それから高齢化をして森林作業ができない等さまざまな問題があると思いますが、清流四万十川の水の源でもありますし、放置山林が里山から奥山までかなりの数があります。それをまず森に入れる作業道を開設しまして、森林組合、行政、それからNPO法人、さまざまなボランティア団体とともに、森林整備を行いまして、10年、20年先の森づくりをしていきたいと思っております。これから3つの森林組合がまずそういう現況の調査といいますか、放置山林の調査をして、まず山ごとにどういう施業が一番適しているのかしっかり協議をして、まずそれから森林整備に入っていかなければいけないと考えております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） ぜひこれは今後の災害の問題等にも大きくかかわってきますので、ぜひそれは力を入れていただきたいと思います。

それから1つ、昨年の9月議会の町長の行政報告では、ふるさとの森事業が報告をされております。大正町のふるさとの森事業のオーナー制度が来年の2月に25年の契約期間が終了し、出資金の1億8,000万円を返還しなければならないということで、そのときの町長の行政報告では、これまでに積み立てたふるさとの森づくり基金と、そして財政調整基金を取り崩してそれを返還に充てると、そして町有林事業収益を繰り入れる措置を行いたいというふうに報告をされております。このことについて、ちょっとどのように捻出をされるかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 田辺商工観光課長。

○商工観光課長（田辺由喜男君） ふるさとの森の契約につきましては、平成20年2月に契約が満了いたします。契約当時の元本につきましては1口30万円です。30万円が600口ということで1億8,000万円の元本保証が必要となっております。現在の木材価格に試算しましたら、大幅な元本割れになると予想されます。契約当時の木材価格の3分の1という価格が現在の状況ではあります。

そのことを踏まえまして、積立金を準備をしまいいりました。平成20年で6,000

万円の積立金が現在あります。残りの１億２，０００万円につきましては、木材を伐採しながら生み出す必要が生じていると思いますが、ふるさとの森につきましては、森林法上１年で伐採することができません。保安林でありますし、さらに地域の水道の水源林でもありますので、その森につきましては群状の択伐をしたり、帯状の択伐をしたりした施業を行っていきたいと考えておりますし、そのまがりの町有林がまず５０ヘクタールぐらい、別にふるさとの森とあります。できたら、その町有林から伐採をしてお金を生み出していきたいと現在考えておりますが、これにつきましては搬出経費の削減等、いかに木材を有利に販売するかというような課題も残っておりますので、今後は検討をして議会にもご相談をして処分を進めてまいりたいと今考えております。

○議長（味元和義君）　２１番牧野利恵子君。

○２１番（牧野利恵子君）　近くに５０ヘクタールの町有林があるということで、１億２，０００万円の収益を得るというのは、大変広大な面積の森林を伐採しなければいけないのではないかとこのように心配をします、素人ながら。その点について、これも大正地区だけに限らず窪川からもそれは伐採していくということでしょうか。

○議長（味元和義君）　田辺商工観光課長。

○商工観光課長（田辺由喜男君）　今考えておりますのは、私の答弁させていただいたのは大正地区の町有林をまず処分といいますか、財源に充てらせていただきたいと考えております。

施業方法によりましたら、群状とか帯状の択伐をいたしますと、ヘクタール当たり２００万円から３００万円ぐらいの収益が上がってくると思います。ただ、一度に伐採しますと次の災害等の問題もありますので、適正な面積を群状択伐、帯状択伐をしてお金を満たしたいと考えております。

平成１６年度につきましては、旧大正町時代に家地川堰の上ですが、キンビールのたっすいがは、いかん！の森ですが、そこで一月当たり１，０００万円ずつを捻出しまして１月、２月、３月で３，０００万円を一応財源として調定をしております。いろいろな方法を今後とっていきたいと考えております。

○議長（味元和義君）　２１番牧野利恵子君。

○２１番（牧野利恵子君）　私も非常にその辺を心配をするのですが、今後のことについてはぜひ林業振興の中で、また町有林の管理運営計画の中でもその点については十分検討していただきたいと思います。

この項で最後になりますが、この林業振興課をもし設置するが、まだこれは議会がどう判断するということはないのですが、もしあれでしたらこれを旧大正町に置く考えはあるでしょうか、どうでしょうか。

○議長（味元和義君） 助役甲把英一君。

○助役（甲把英一君） 現在、四万十町の3つの事務所で林業関係に携わっておる町の職員が窪川で2人、大正で2人、十和で1.5人、5.5人ぐらいおります。分散をしておりますので、深い戦略的な仕事をやっていくということが十分でないというところがございます、これを集中したいということですが、現在のところは本庁に置きたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 本庁にすべてを集結するかどうかということ、これは課が設置するということが、どう決定するかというのはまだこれから先のことだと思いますが、すべてが窪川に集中するということではなくて、ぜひ大正、今まで一生懸命やってこられた旧大正町内に置くということも大事ではないかと思いますので、またぜひ検討をいただきたいと思います。

作業路は集金路であるという大変説得力のある言葉がこのパンフレットにも記述されておりますが、より多くの住民の共感を得るためにも町は山林従事者の指導的及び支援する立場で林業振興に力を注いでもらいたいと思います。

続きまして、福祉予算ということでちょっと1つ質問をいたしたいと思いますが、最初の項で申しましたように、まず職員の給料カットや団体の助成金カットなど、町職員や町民にも痛みを強いる予算編成となっておりますが、町長特別職の給料カットは超緊縮財政の折その責務上やむを得ないことと思いますが、本俸の低い若い職員にとって3%の削減はまことに気の毒な限りだと思っております。

しかし、それ以上に外郭団体についての大幅な助成金のカットを断行しております。各団体等について前年比何%の削減をしたのか、まずそれをお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 予算編成方針におきましては、基本的に団体運営費に関しては10%の削減という方針でございます。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 団体運営費ということで、多分私もさまざまな団体について

予算書で調べさせてもらいました。１０％のところもあるし、それ以上のところもあります。運営費というのは、これは利益を生み出すところではありませんので、本当に経常経費というものが今まで予算要求がされていたのではないかと思います。

社会福祉協議会の活動費補助金は、昨年度が５，６４２万４，０００円でありましたが、１９年度は１，０７３万４，０００円の減額で４，５６９万円、実に１７％という大幅な削減を断行しました。これは自立運営のできる団体を目指していくということは大事でございますが、しかし運営費というのはそのほとんどが人件費等の経常経費に当たるものであり、地域住民の福祉活動を推進していく社会福祉協議会に対してここまで断行していたということは、それは福祉ということについて町行政がどういうふうな考えを持っておられるか、そのことについて伺いたします。

地域住民の福祉活動は行政が直営できるものではございません。現に、例えば先ほどの今回四万十町総合振興計画策定にかかわる住民意向調査ということを実施されておりますが、それでもこの中にも行政としたら住民の協働のまちづくりということで、住民の自立を求めています、このアンケートの中にも。そういうところでは民間の福祉団体は住民の自立や支え合い、助け合い等住民の自立的な活動を推し進めていく団体でございます。その団体に対して、なぜここまでの補助金カットをしたかということについてお考えをお伺いしたい。また、四万十町の福祉に対してどう思われているかということについて答弁をお願いいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 厳しい財政事情のもとで、全体的、安定的な社会福祉事業を運営していく上からも、私は一定に既存の事業について費用対効果も検証しながら、規模の縮小なり統合なり廃止なり一定の見直しをするということは、これからも将来にわたって当然な必要なことというふうに思っておりますし、見直しの結果として逆に事業規模の拡大、拡充ということもあつてしかるべきだというふうにも思っております。

それはそれとしまして、１９年度の福祉関係予算におきまして、自然的要因によって減った事業は若干あるかもしれません。しかし、住民サービスに直結する個別の事業については必要最小限の肉づけをし、相応の予算の確保をしたつもりでございます。なお、また今後の状況変動も勘案をしながら、必要な場合は追加補正等の措置もお願いしなければならないというふうに思っております。

ところで、社会福祉協議会はサービスの受け手ではなくて、サービスを提供する主体で

あります。本来独立採算、自立運営が望ましいところですが、職員の人件費初め会館の運営費など、いわば町が丸抱えといったら語弊があるかも知れませんが助成をしてまいりました。もちろんそれがすべてではございませんし、職員の皆さん方の努力もございまして、結果としては1億円を超える介護保険基金を積み立てるに至っております。

基金というのは本来不測の事態に備えまして、これは町も同様であります、多ければ多いほどしたことはございせんけれども、町としても残り少ない基金を取り崩さざるを得ない財政運営を強いられているところでもございまして、社会福祉協議会においてもその基金の一部を取り崩して介護保険事業に係る一部職員の人件費に充てていただく、そういうことで今回結果としては、額にすれば多額の減額ということになりましたけれども、その辺は大方のご理解を得られるところではないかというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 介護保険事業の基金ということですが、これは私はヘルパーさん等々と話をさせていただいたときに、これはもう本当に今までこのヘルパーということでは在宅福祉ということで、ここは普通の事業所でしたら採算ベースに合わないところを引き受けない。しかし、ここは福祉的なところで本当に採算ベースに合わないところも引き受けてきて、そしてその汗と努力の結果で一生懸命積み立ててきた。それが運営費の方に回さなければならなかったということで、非常にこの点について、町長これが大方の理解かどうかという、私はそうは思わない限りです。ただ、これはもう今回限りであってほしいと思いますが、今後それ以上に今回四万十町として3つの社協を一つに統合して非常に苦勞を伴っております。そういう意味では、また今後も住民福祉活動というものを推進していくところでございますので、今回限りのものにしていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 今回の措置につきましては、社協の理事会でも一定理解は得られたというふうに承知をいたしておるところでございます。町としても福祉の中核的な組織として、皆さん一所懸命取り組んでいただいております。町自体の財政状況も考えながらできる限りの助成は続けていきたいというふうに思っておりますが、しかしまた来年は来年ということで、一定社協の皆さんとも場合によったらお話し合いをし、ご協力を得なければならないこともあり得るのではないかなというふうに思います。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○２１番（牧野利恵子君） 住民と行政、そして民間のさまざまな団体、先ほどの森林組合でもそうありますが、それぞれが協働してまちづくりを進めていかなければなりませんので、その点については行政の方もぜひ支援というところではお願いをしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（味元和義君） これで２１番牧野利恵子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（弘瀬則彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は延会します。

午後４時２１分 延会